

第3章

教育相談・就学先決定における現状と課題（1）

－各自治体への訪問調査から－

I. はじめに

II. 方法

III. 結果と小考察

IV. まとめ

章末資料

① 県教育委員会就学担当者用質問内容

② 市町教育委員会就学担当者用質問内容

③ 保護者支援担当者用質問内容

I. はじめに

第1章で述べたとおり、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正以降、障害のある子どもの就学先の決定に当たっては、障害のある子どもの保護者及び教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取の機会の確保とともに、本人・保護者に対し、教育的ニーズや必要な支援の内容・方法等について、十分な情報提供を行い、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、合意形成を図り、総合的な判断をして市町村教育委員会が決定することとされている。

現在、上記の政令改正以降5年あまりの年月が経過したところであり、本章では、各地の就学に係る教育相談、就学先決定に関する現状や課題を把握、整理する。具体的には、本人・保護者への情報提供、園・学校間の連携、合意形成、就学先決定後の見直し等、就学先決定に係る各プロセスの現状、生じている課題を明らかにするとともに、各自治体の取組・工夫についても整理する。

II. 方法

1. 調査方法

(1) 調査対象

調査対象は、都道府県及び市町村の就学に係る教育相談、就学先決定に関する現状や課題を収集するため都道府県教育委員会の就学担当者、市町村教育委員会の就学担当者とする。

また、就学に係る教育相談、就学先決定に係るプロセスについての保護者の認識、思い、保護者側から見た課題等を収集するため、市町村の療育センター等における保護者支援の担当者も対象とする。保護者支援担当者は、ここでは、保健師、相談員、支援員等の総称であり、早期から子どもや保護者と関わっている、発達、障害等に係る相談や支援の担当者をいう。保護者支援担当者を調査対象とするのは、保護者とのかかわりを通して、保護者の考えや思いを把握していると考えられることによる。

都道府県教育委員会については、地域バランスを考慮して抽出し、調査の承諾の得られた11都道府県（全都道府県の約四分の一）とする。

市町村教育委員会については、上記の都道府県教育委員会と同一都道府県内の市町村とし、都道府県教育委員会からの情報、人口等を考慮して選定し、調査の承諾を得られた市町村とする。11都道府県につき各1市町村、合計11市町村とする。

保護者支援担当者については、上記の市町村教育委員会と同一市町村内の療育センター等の、調査の承諾の得られた保護者支援担当者とする。

都道府県教育委員会と同一都道府県内の市町村教育委員会、その市町村教育委員会と同一市町村内の保護者支援担当者とするのは、現状や課題についてのそれぞれの捉えを比較するためである。

上記の調査対象を整理すると以下の通りである。

①都道府県教育委員会就学担当者

- ・ 11 県教育委員会就学担当者

北海道・東北	3 県
関東	3 県
中部	1 県
近畿	2 県
中国・四国	2 県

②市町村教育委員会就学担当者

- ・ 上記 11 県内の市町教育委員会就学担当者。各県につき 1 市町。合計 11 市町

③保護者支援担当者

- ・ 上記 11 市町の療育センター等の保護者支援担当者。1 市町につき 1 名。

なお、上記の 11 市町の規模・人口等については、以下の通りである。

政令指定都市	1 市
中核市	3 市
その他の市	5 市
町	2 町
100 万人以上	1 市
30～50 万人	2 市
20～30 万人	3 市
10～20 万人	2 市
10 万人以下	1 市 2 町

(2) 調査方法

調査期間は平成 30 年 8 月～平成 31 年 1 月で、本研究の研究分担者が調査対象先を訪問し、後述の調査内容をもとに調査対象者に対して、半構造化面接を行った。面接時間は約 60 分で、場所は訪問先の会議室等を使用した。聞き取り内容は許可を得て IC レコーダーで録音した。面接調査が効率よく進められるよう、調査対象者には、事前に、調査内容（質問）を送付し、可能な範囲で回答の準備を依頼した。

本研究において訪問面接調査としたのは、郵送等による記述式の調査よりも、対象者の考え、思い等の詳細が得られる可能性が高いと考えられたからである。

(3) 調査内容

調査内容（質問）は、以下の通りとした。なお、本章末に、調査内容（質問）に関する

面接時の手持ち資料（事前に送付したものと同一）を示すので参照されたい。

①都道府県教育委員会担当者

- ・回答者情報（所属、氏名）
- ・就学担当者の人数
- ・県が推進している就学に係る教育相談、就学先決定の流れ、プロセス
- ・合意形成の捉え方
- ・合意形成の課題
- ・県内の市町村において合意形成がうまくいかなかった事例（概要、理由、対応）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者への支援内容、情報提供や取組、工夫（保護者、園、関係機関への理解啓発の取組・工夫を含む）
- ・就学先決定に関わる委員会について（名称、担当者、役割）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における課題
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における成果
- ・市町村教育委員会の就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える取組・工夫
- ・各市町村の現状や取組の差についての考えや工夫
- ・特別なニーズを持つ子どもへの支援内容、取組

②市町村教育委員会担当者

- ・回答者情報（所属、氏名）
- ・就学担当者の人数
- ・市町が推進している就学に係る教育相談、就学先決定の流れ、プロセス
- ・合意形成の捉え方
- ・合意形成の課題
- ・合意形成がうまくいかなかった事例（概要、理由、対応）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者への支援内容、情報提供や取組、工夫（保護者、園、関係機関への理解啓発の取組・工夫を含む）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスにおける保護者の参加状況
- ・専門家チーム（相談支援チーム）の構成
- ・就学先決定に関わる委員会について（名称、担当者、役割）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における課題
- ・就学に係る教育相談、就学先決定における成果
- ・就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える取組・工夫
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する県からのバックアップ
- ・学びの場の見直しに関する教育相談、就学先決定の流れ
- ・学びの場の見直しに関する合意形成について、工夫や課題
- ・特別なニーズを持つ子どもへの支援内容、取組

③保護者支援担当者

- ・回答者情報（所属、氏名）

- ・所属機関（療育センター等）における就学関係の担当者の人数
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者の相談件数や内容
- ・就学に係る教育相談や就学先決定のプロセスに関する保護者の認識
- ・合意形成に関するプロセスや内容等に関する保護者の理解度
- ・合意形成のプロセスにおける保護者の参加状況
- ・合意形成に関する保護者のイメージ、認識
- ・就学先決定、合意形成における保護者の悩み、不安、課題、ニーズ
- ・就学先決定、合意形成において保護者が求めている情報
- ・合意形成がうまくいかなかった事例（概要、理由、対応）
- ・合意形成がうまくいった事例（概要、理由）
- ・就学に係る教育相談、就学先決定に係る全体的なプロセスにおける保護者の悩み、課題、ニーズ、求めている情報
- ・所属機関（療育センター等）の保護者や本人の就学先決定を支援する取組、工夫
- ・所属機関（療育センター等）の就学に係る教育相談、就学先決定を支援する取組の成果と課題

（４）倫理的配慮

訪問面接調査を行うに当たり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会において承認を得た。都道府県教育委員会、市町村教育委員会の関係部課長の承諾を得た後、調査対象者（指導主事、保護者支援担当者）に対して、口頭と文書で研究の主旨について説明し、書面で調査協力の同意を得た。

調査協力は任意であり、調査協力承諾後でも辞退可能であること、辞退をしても不利益を被ることは一切ないこと、個人情報の管理を厳重に行うこと等を説明した。

（牧野泰美）

Ⅲ. 結果と小考察

1. 就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

(1) 県が推進する就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

11 県教育委員会の就学先決定に係る流れに関しては、表 3-1 に示すように、各県において大きな違いはみられなかった。多くの県が平成 25 年に改正された学校教育法施行令を基に作成された文部科学省の概念図に沿っている。

委員会の構成に関しては、どの県も医師や学識経験者、児童福祉施設関係者、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の担当職員や管理職、心理士、保健師等が就学先決定に係わる委員として委託されていた。H 県や J 県では、保護者が参加していることが特徴的であった。

参考として、各県が行う各市町村教育委員会の就学関連担当者への説明会資料やリーフレットをいただいた県のみを分析すると、表 3-2 に示すように、説明会資料の内容としては、就学手続きに関する考え方や方法、各学びの場の特徴、就学後のフォローアップ体制、支援ファイルの作成や活用等について周知していた。また各県が作成したリーフレットの構成内容をみると、就学先決定や入学までの流れを分かりやすくまとめていたり、各学びの場の特徴について明記したりしていた。A 県のリーフレットでは、就学先決定に係る Q & A という欄に、保護者の希望や意見を述べるができることについて明記していた。また、K 県では、各障害種の特別支援学校での教育内容や実際の様子、小・中学校での特別支援教育の推進について、具体的で分かりやすく説明しているのが特徴的であった。

(2) 市町が推進する就学先決定・学びの場の見直しに係る流れ及び委員会の構成

表 3-3 に示すように、市町教育委員会が推進する就学先決定及び学びの場の見直しに係る流れにおいて、各市町において大きな差はみられなかった。その中、C 県の c 町は、就学先決定において、子どもが在籍している幼稚園や保育所、地域の小・中学校等が主体となる取組を行っていた。園・所や学校の特別支援教育コーディネーター（特別支援教育 C o .）がガイダンスを行い、就学に関する教育相談を実施し、保護者の要望に応じて学校見学等も実施していた。園・所や学校が主体となるようにするために、各園・所や学校の管理職への理解啓発にも力を入れていた。

就学先決定に係る委員会の構成においても、各市町において大きな差はなく、医師、幼稚園や保育所、小・中学校の管理職、特別支援学校の就学相談担当者、学識経験者、児童福祉機関等が就学先決定に係る委員会の委員として構成されているところが多かった。

表3-1. 各県における就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

	就学先決定の流れ	就学先決定に係る各種の委員会の委員
A県	就学先決定に係る考え方や手続き方法等をまとめた資料に基づいて各市町村教育委員会へ周知している	<ul style="list-style-type: none"> ・医者 ・療育関係者 ・小・中・特別支援学校の管理職 ・学識経験者 ・関係行政機関
B県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先決定に係る教育相談担当の指導主事 ・医師 ・学識経験者 ・小・中・特別支援学校の職員 ・関係行政機関
C県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの希望に応じて巡回相談する就学相談担当者(特別支援教育Co.、行政関係機関の担当者) ・特別支援学校の就学に係る就学支援審議会の委員 ・就学支援に係る諮問事項について審議する就学支援審議会の委員(学識経験者、医師、弁護士等) ・教育センターの発達に関する教育相談担当者
D県	障害のある子どもの早期発見をし、市町村において就学相談を実施。市町村の教育支援に関する委員会で総合的な判断を行い、就学先を決定。特別支援学校就学者については県教育委員会へ報告し、就学の手続きを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・学識経験者 ・行政関係者 ・各障害種の特別支援学校校長 ・教育委員会
E県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・医師 ・幼・小・特別支援学校の管理職 ・児童福祉施設関係者

F県	市町村教育委員会と本人との間で就学相談(学校見学、情報提供等)を実施する。市町村教育委員会において就学先に関する保護者と合意形成し、就学指導委員会での審議、判断。その後就学先での入学相談を実施。県立特別支援学校対象については県で名簿作成等の手続きを進める	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・学識経験者 ・市町村教育委員会関係者 ・児童福祉施設関係者 ・小・中・特別支援学校の職員 ・行政関係者
G県	就学先決定においては、地域の小学校を基本とする方針のもと、学校教育法施行令改正を踏まえている。G県では就学先決定において本人や保護者の意見聴取や適切な情報提供を行わないことを不利益な取り扱いとして規定	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・学識経験者 ・関係行政機関 ・特別支援学校の管理職
H県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・医師 ・幼・小・特別支援学校の職員 ・関係行政機関 ・親の会代表 ・特別支援学校PTA会長 ・指導主事
I県	就学先決定に係る考え方や手続き方法をまとめた資料に基づいて各市町村教育委員会へ周知している	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・学識経験者 ・幼・保・小・中・特別支援学校の職員 ・福祉施設関係者 ・指導主事
J県	学校教育法施行令改正において示された流れに基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・学識経験者 ・幼・保・小・中・特別支援学校の職員 ・保護者 ・福祉施設関係者
K県	(県立特別支援学校への就学を希望する場合)市町村教育委員会で保護者への情報提供、対象児に関する情報収集をし、審議・判断した後、保護者との合意形成後に県教育委員会へ手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・医師 ・福祉施設関係者 ・特別支援学校の職員 ・県の教育センター

表3-2. 各県の市町村教育委員会への説明資料及びリーフレットの構成

	市町村への説明会資料内容 (※資料を提供していただいた県のみ)	リーフレットの構成 (※資料を提供していただいた県のみ)
A県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの就学手続きにおける考え方 ・就学ガイダンス、相談支援ファイル、本人・保護者と市町村教育委員会、学校との合意形成において大切にすべき点等 ・障害の種類や程度、就学先の決定の在り方 ・就学先の決定や通知方法 ・就学後のフォローアップと柔軟な対応に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における就学先や教育支援の内容が決まるまでの流れ ・相談の呼びかけ ・多様な学びの場の説明(多様な学びの場の設定理由) ・就学先決定に係るQ&A(相談方法、通学方法、障害のある場合の就学先決定の方法、保護者の意見聴取)
B県	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びの場の説明 ・就学先決定に係る教育相談の考え方 ・就学先の決定と学びの場の見直しに関する考え方 ・支援ファイルの活用 ・就学関係法令 	
C県		<ul style="list-style-type: none"> ・就学先決定の流れ ・多様な学びの場の説明や学校教育法施行令第22条3の障害の程度の説明 ・各市町村、関係機関の連絡先一覧
F県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談の基本的な考え方や配慮事項(障害のある子どもへの理解、資料収集、保護者への情報提供、総合的な判断、就学後のフォローアップ、保護者の気持ちへの共感的理解、就学相談の流れにおける保護者の関与) ・就学相談に係る各委員会の役割と組織 	
I県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの学びの場、就学先決定の在り方(学校教育法施行令)等 ・市町村教育委員会と県教育委員会の就学に関わる役割と責任(手続き、学びの場の見直しに係る手続き等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学び場の連続性に関する概念図 ・就学先の見直し ・各学びの場における教育内容や対象 ・就学の手続き ・支援ファイルの活用 ・各関係機関の連絡先
J県	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報提供(相談の呼びかけ及び相談方法、学びの場の説明、用語の説明等) ・就学先決定に係る担当者への情報提供(就学に係る相談の考え方、手続きの内容、支援シートの作成方法と活用方法、就学後のフォローアップと学びの場の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者用: 相談の呼びかけ、就学までの流れやスケジュール、学びの場の説明 ・就学相談担当者用: 支援の重要性、就学までのプロセスとポイント、多様な学びの場の教育課程に関する説明
K県	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの場の説明、就学先決定に係る考え方、早期からの一貫した支援に係る相談体制の整備、個別の教育支援計画の作成、就学先等の見直し、県立特別支援学校及び特別支援学級に係る就学事務手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に係る用語説明、各障害種の特別支援学校での教育内容や実際の様子、通常学校における特別支援教育の内容や実際、相談窓口一覧

表 3-3. 市町における就学先決定に係る流れ及び委員会の構成

	就学先決定の流れ	学びの場の見直しに係る流れ	就学先決定に係る各種の委員会の委員	就学先決定に係る専門家チーム(相談支援チーム)の委員
A県 a市	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズのある子どもの把握: 5歳児健診、校内委員会等 ・相談支援チームにおける教育相談(就学ガイダンス) ・必要に応じて学校見学 ・調査審議及び総合的判断(検査、行動観察、保護者面談等) ・所属所・園・学校等や保護者に結果通知、合意形成後、就学先決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から学校への申し出を受け、調査審議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議及び教育支援に関するアドバイスをする委員 ・医学診断書等の作成をする専門員 ・事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事 ・保健師 ・療育担当者 ・臨床心理士(保護者支援等) ・教育相談員(検査等)
B県 b市	<ul style="list-style-type: none"> ・各健診及び各機関における障害のある子どもに対する乳幼児健診及び教育相談実施後、専門委員が幼稚園等を訪問し、情報収集 ・専門委員の報告を受け、審査を行い、就学先について検討 ・教育支援委員会から市教育委員会へ望ましい就学先について報告 ・市教育委員会で保護者との合意形成に係る教育相談実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小1～中3のすべての学年で実施。教育支援委員会で検討するための資料を各学校が提出。 ・知能検査等の実施後、教育支援委員会で検討し、結果を踏まえ、保護者と面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事: 事務処理等担当 	<p><教育支援委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・幼・小・中学校の管理職 ・各障害種の特別支援学校の担当者 ・学識経験者 ・療育担当者 ・福祉行政機関
C県 c町	<ul style="list-style-type: none"> ・町でガイダンスは実施しない。小・中学校の特別支援教育Co. が幼稚園・保育所に出向いてガイダンスを行い、就学に関する教育相談も実施。保護者の要望に応じて学校見学も実施。各就学相談担当の特別支援教育Co.については、Co.連絡会議で情報共有している。 ・以前は保健師が就学相談の中心的な役割を担っていたが、幼稚園・保育所、小・中学校が中心になるように連携体制を構築 ・管理職への理解啓発も徹底的に実施 ・障害がある子どもについては審議会で審議し、答申を受けて教育委員会で就学先を決定 ・審議会では保護者や本人の意見が大きな材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの実態を把握し、医療・検査機関で診断。これらの情報を基に次年度の就学先について保護者を交えて協議する。 	<p><審議会委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・特別支援学校の管理職 ・特別支援学校の地域支援Co. ・各幼稚園・保育所のCo. ・教育委員会 ・福祉行政機関の担当者 ・保健師 	
D県 d市	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令改正において示された流れに基づく 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しについて本人や保護者の希望があった場合、本人・保護者と学校とで随時相談。必要に応じて学校見学や授業参観を実施。教育支援委員会で審議し、適切な学びの場を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進員(幼稚園・小・中・義務教育学校に対する支援アドバイス) ・特別支援教育指導員(就学相談、巡回相談) 	

E e市	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級や特別支援学校を希望する場合は、教育センターでアセスメント後、教育委員会で審議し、結果を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・特別支援学校の管理職 	
F f市	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先決定に係る説明会、相談会等の実施 ・教育委員会で保護者と面談 ・就学支援相談委員会で審議(場合によっては学校と直接面談実施) ・支援シートの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と学校との話し合いを行い、教育委員会へ報告 ・場合によって学校見学の実施 ・場合によって医療機関の受診 ・審議後、適切な学びの場に新年度から変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・特別支援学校の職員 ・医者 ・臨床心理士 ・療育担当者 	
G g市	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診や支援センター等でアセスメント及び療育を実施 ・各幼稚園・保育所等に心理士や指導主事等による巡回相談を実施(個別の教育支援計画の作成) ・教育支援委員会で就学に係る教育相談を実施 ・答申会議後、保護者との合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校から担当の指導主事に連絡 ・関係者で保護者と教育相談実施 ・校内委員会あるいは発達検査等の実施後、教育相談実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・心理士 ・支援センターの相談員等 ・事務局担当の指導主事 ・通級指導教室の担当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理士 ・特別支援教育担当の指導主事 ・通級指導の担当者等
H h市	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から直接学校へ申し出をし、各学校の校内就学支援委員会で審議後、結果を市教育委員会へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と学校が行う 		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・医師 ・特別支援教育Co. ・管理職 (いずれも固定ではない)
I i市	<ul style="list-style-type: none"> ・専門巡回相談員が幼稚園や保育所等へ訪問し、指導助言。保護者の相談への対応 ・支援センターで特別支援教育就学審議会の対象を集約 ・就学審議会で審議後、所属園・所等や保護者へ報告し、教育相談を実施 ・保護者と合意形成後、就学先を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センターで随時相談を行い、就学先決定に係る手続きに沿って進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員 ・事務局員 ・指導主事等 	<ul style="list-style-type: none"> (支援センターの職員が専門家の役割を担う)
J j町	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の申し出により就学相談を実施 ・教育支援委員、教育委員会が情報収集後、関係者と懇談 ・教育支援委員会で審議後、保護者に結果を報告し、懇談 ・保護者が就学先学校長等と懇談し、場合によっては学校体験を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と保護者とで随時相談し、教育支援委員会で審議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・学識経験者 ・小・中・特別支援学校の職員 ・福祉関係者 ・子育て支援職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員(子どもの実態把握等)として、幼・保・小・中・特別支援学校の職員
K k市	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が幼稚園や保育所、学校等を通して教育委員会に教育相談に申し込み、教育相談を実施 ・就学指導委員による審議後、保護者と合意形成。必要に応じて学校見学を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育アドバイザー ・指導主事等の教育委員会関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育アドバイザー ・専門Co.

2. 合意形成について

(1) 各県・市町教育委員会及び保護者における合意形成の捉え方（表3-4）

①各県教育委員会

各県教育委員会就学担当者に、合意形成の捉え方について尋ねたところ、表3-4のような結果が示された。県教育委員会就学担当者は、合意形成について、〈教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致〉として捉える回答が多く、その次に〈就学先の希望・考えの一致〉に関する回答がみられた。

②各市町教育委員会

各市町教育委員会は、県教育委員会就学担当者と同様に、〈教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致〉と、〈就学先の希望・考えの一致〉に関する回答がみられた。そのほか、保護者が不安を抱かずに〈安心して送り出せる〉時点という回答や、〈就学先決定に係る審議会に出す資料について親の同意が得られること〉という回答もみられた。

③保護者支援担当者による保護者の認識

各市町の保護者支援担当者に保護者の合意形成に関する認識について尋ねた結果、〈合意形成に関する理解度はまちまち〉であるという回答や、〈親の意見が通るという理解〉、〈就学先を決めてもらうという認識〉、〈話し合いをして決定するというイメージ〉、さらには〈合意形成について知らない〉という回答がみられた。

(2) 各県・市町教育委員会及び保護者が捉える合意形成における課題（表3-5）

①各県教育委員会

表3-5に示すように、県教育委員会就学担当者は、合意形成における課題として、〈保護者と教育委員会との見解の違い〉について言及した。特に「本人・保護者の意見を最大限尊重し」という部分の意味を慎重に解釈すべきであるとの声が聞かれた。また、〈学校側の理解のなさ及び負担感〉に関する回答や、〈地域差〉、〈本人・保護者に対する情報提供の不十分さ〉、〈審議件数の増加による負担感〉の回答がみられた。さらに、「本人・保護者の障害に対しての受容が不十分である」という〈保護者の障害受容の不十分さ〉や、より専門的な支援を受けさせたいという思いで障害の程度が軽度の場合でも特別支援学校を希望する等の〈保護者の高い専門性へのニーズ〉に関する回答がみられた。他にも、〈通学手段のなさ等の家庭の生活スタイルの影響〉に関する回答や、〈各学びの場で受けられる支援に対する不安〉の回答がみられた。

表3-4. 合意形成の捉え方に関する回答のカテゴリ分類

		教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致	就学先の希望・考えの一致	安心して送り出せること	就学先決定に係る審議会に出す資料についての親の同意	合意形成に関する理解度はまちまち	親の意見が通るという理解	就学先を決めてもらうという認識	話し合いをして決定するというイメージ	合意形成について知らない
就学担当者	回答機関数	9/11	2/11							
	例	「子どもの教育的ニーズや今後の支援ニーズは何かについて、保護者、教育委員会、学校の意見が一致すること」	「就学に関する十分な情報提供がなされた上で本人及び保護者が十分納得して就学先の決定がなされる状況」							
市町教育委員会	回答機関数	5/11	5/11	1/11	1/11					
	例	「保護者と学校側でこういう方向で支援していこうという風になっていくこと」 「入学後の生活がイメージできて、必要な支援や環境について内容を共有できている。優先すべき課題や支援の在り方の一致。将来を見通した子どもの成長を軸にして話し合いができて」と双方が実感できている」	「保護者に答申について説明し、保護者と教育委員会の意見をすり合わせる中でこの子だったらこの学校かなと前向きに考えられていること」	「早期から支援を行い、十分に情報を提供し、保護者が不安を抱かず安心して送り出せるようになった時点が合意形成」	「審議会に出す資料について親に承諾書に押印してもらった瞬間（親が子どもの特性について理解し、受容した過程が込められていて、審議してもいいですよという合意形成）」					
保護者支援担当者	回答担当者数					3/11	3/11	1/11	1/11	4/11
	例					「説明を聞いたけど、自分で動く人もいるし、もう一回確認する人もいる。理解度はまちまち。意見を言っていないんだと思う人はどれぐらいいるんだろうというのはあるけど(略)」 「(略)子どものことを心配していない、気にはなるけどという保護者は、(合意形成についての)イメージがまちまち」	「親の意見が尊重される点はよく承知していると思う。SNS等で情報は共有されやすい。基本的に答申が出ても、通常の学級に行かせたい気持ちが強ければ通るんですよという考えを持っている」	「どこで学ぶかを決めてもらうという認識でいる人もいる」	「保護者の意向に学園の担当が同席し、指導主事が聞き取り、面談。指導主事もとても丁寧に相談に乗ってくれている。それらの話し合いを通して就学先を決定するとイメージしている様子がある」	「合意形成という言葉は知らないんじゃないですかね」 「5歳児相談を受ける時にわからない保護者もいる」

注) 複数の回答は、複数のカテゴリに分類した。

表3-5. 合意形成に係る課題及び保護者が感じるニーズや不安に関するカテゴリー分類

	保護者と教育委員会との見解の違い	学校側の理解のなさ及び負担感	地域差	本人・保護者に対する情報提供の不十分さ	審議件数の増加による負担感	保護者の障害受容の不十分さ	保護者の高い専門性へのニーズ	保護者が感じる周りの目	通学手段の無さ等の家庭生活スタイルの影響	各学びの場で受けられる支援に対する不安	保護者の考え・情報源が多様・複雑化	地域の小学校や通常の学級に居れないという不安	学校生活に対する不安	就学先決定全般にかかわる不安
県教育委員会就学担当者	回答機関数	6/11	3/11	3/11	2/11	1/11	2/11	1/11	1/11	1/11				
	例	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要な支援について学校や地方公共団体とで提供できるものと、保護者や本人の希望がかみ合わない」 ・「障害者基本法第17条の「十分な教育」という部分について市町村教育委員会において十分理解しておらず、「本人・保護者の意見を最大限尊重」という部分のみを重視し、保護者の意見のみで就学先が安易に決定されている状況が散見される」 ・「親の希望が優位になること」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校の理解がなく、最初から無理ということになったり、手をかけてくれないことで親の不満が出ることもある。お互いにすれ違いが出てしまい、それで安易に支援学校を希望することになることもある」 ・「均衡を失した又は過度の負担とそうでない場合との線引きが難しい」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の体力(財政面等)の差が大きい」 ・「市町村の指導主事の有無によっても差がある」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本人・保護者に対して、多様な学びの場における十分な教育や障害者差別解消法の理念等について説明が不十分であると考えられ、早期からの充実した支援が望まれる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議件数の増加による市町村教育委員会の負担増も懸念される」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本人・保護者の障害に対しての受容が不十分(特性理解、学びの場での支援内容の理解)」 			<ul style="list-style-type: none"> ・「(略)22条3に該当しない子どもも特別支援学校へという流れがある。手厚い支援を保護者が求めている。知的障害に当てはまる子どももさらに手厚い肢体不自由を希望するケースもある」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援学級に在籍している子どもが特別支援学校に行きたいということが近年増加。思っていたような教育がなされていない、満足していない折り返しが付けられてなかった」 			
市町教育委員会就学担当者	回答機関数	2/11	4/11		1/11	3/11	2/11	2/11	1/11	2/11	2/11			
	例	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者の子どもの見立てと教育委員会の見解が違う場合、折り返しをつけていくことが難しい」 ・「保護者の考える本人に対する教育的ニーズと必要な支援が、市教委の就学担当、学校の考えるものと必ずしも一致しないこと」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な支援を必要とする子どもの受け皿として教育現場がなりきれていない。適切な学びの場という形で委員会が方向性を出すが、実際にそれを受けていく教育現場が額面通りに対応できていないこともある」 ・「(略)実際は学校の状況によって支援が左右されることも多い」 		<ul style="list-style-type: none"> ・「十分な情報提供・子育て支援が行われていない。力をいれて取り組んでいるが、課題は残る」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育相談を受け子どもが急激に増加し、話し合いの時間が少ない」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者の理解、子どもの障害を認めたくない気持ち、小学校入学後の学習状況を見てからでも遅くないという気持ち」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「22条3に該当しない子どもの保護者が特別支援学校を希望する。より専門的な支援を受けさせたいという思い。(略)小学校でも専門的で手厚い支援を求めるケースが多い」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りの目(保護者が気にしている。車がなく特別支援学校には行けず、家庭生活スタイルが影響)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「移動手段においても学校選びに関係している。車がなく特別支援学校には行けず、家庭生活スタイルが影響」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「合意形成した内容が学校が十分にできていない。保護者のイメージと学校での支援が実際に違う」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者の考えが複雑化、多様化されている」 ・「保護者・本人から求められる教育的ニーズが多様かつ複雑になってきている。学校よりも保護者が詳しくなってきた」 		
保護者支援担当者	回答担当者数									4/11	1/11	3/11	5/11	1/11
	例									<ul style="list-style-type: none"> ・「支援学級判定が出たけど、お母さんが望んでいる支援級のイメージと実際の学校のイメージが違いすぎる場合」 ・「(略)特に支援学級に就学する保護者は不安に思っている。学級によって対応が様々。(略)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の小学校に就学したい保護者が多く、小学校に就学できないかもしれないということに不安がある。障害が重い場合でも、小学校を希望することが多い」 ・「支援級に入ったらそのままなのかという声もある(略)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いろいろな情報を頼りにして混乱する親御さんがいる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校でうまくやっていけるか、友達関係が不安。学校に行けるだろうかという不安がある」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「どこが子どもにいいのか、どのような学びの場あるか、どう動いたらいいかわからない」

②各市町教育委員会

市町教育委員会就学担当者が捉える合意形成の課題としては、＜保護者と教育委員会との見解の違い＞、＜学校側の理解のなさ及び負担感＞、＜本人・保護者に対する情報提供の不十分さ＞、＜審議件数の増加による負担感＞の回答がみられた。また、＜保護者の障害受容の不十分さ＞に関する回答や、＜保護者が感じる周りの目＞、＜通学手段のなさ等の家庭の生活スタイルの影響＞に関する回答もみられた。さらに、＜各学びの場で受けられる支援に対する不安＞との回答や、＜保護者の考えや情報源が多様化、複雑化＞しているとの声も聞かれた。

③保護者が感じる合意形成における課題

各市町の保護者支援担当者に保護者が合意形成において感じるニーズや不安等（課題）について尋ねた結果、＜各学びの場で受けられる支援に対する不安＞の回答がみられた。「支援学級判定が出たけど、お母さんが望んでいる支援級のイメージと実際の学校のイメージが違いすぎる場合」のように、特に特別支援学級における指導等への不安の声が聞かれた。また、＜保護者の考え・情報源が多様化、複雑化＞していることや、＜地域の小学校や通常の学級に戻れないという不安＞に関する回答、「学校でうまくやっけていけるか、友達関係が不安（略）」という＜学校生活に対する不安＞や＜就学先決定の全般に関する不安＞に関する回答がみられた。

（3）小考察

①合意形成の捉え方

県教育委員会就学担当者及び市町教育委員会就学担当者は、合意形成について、子どもの教育的ニーズや支援の方向性について共通理解し、その支援ができる学びの場を決定するという捉え方をしていた。県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者との間で合意形成の捉え方は一致しており、平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正による就学制度の趣旨に基づいていると考えられる。しかし、保護者側の捉え方としては、合意形成について理解が様々であることが示されており、子どもの就学先について本人・保護者、教育委員会、学校等が十分に話し合い、合意形成の上、決定するというプロセスをより広く周知していく必要性がうかがわれる。

②合意形成における様々な課題

県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者は、共通して＜保護者との見解の違い＞や、＜学校側の理解のなさ及び負担感＞について課題として挙げていた。保護者との見解の違いの背景には、保護者が抱く様々な思いがあることが推察できる。本調査からは、子どもの障害に対する保護者の障害受容の程度、保護者がより高い専門性を求めることのような、保護者の子ども理解に係る思いや、周りの目や通学手段のなさ及び地域の学校に行けないのではないかという不安等の地域生活から生じる困難さが就学先決定における保護者の

悩みの要因として考えられる。また、各学びの場が提供する教育の内容と程度に関する理解が不十分であることや、正しい情報を取り入れることの難しさが、合意形成において保護者と教育委員会との見解の違いに与える影響として考えられる。実際、合意形成において保護者が感じる不安やニーズとして、〈各学びの場で受けられる支援に対する不安〉や、〈地域の小学校や通常の学級に戻れないという不安〉等の回答がみられており、これらの保護者の不安に対応できる情報提供が必要であると考えられる。県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者からも、〈本人・保護者に対する情報提供の不十分さ〉が合意形成における課題として挙げられていることから、上記の保護者の様々な思い等を考慮した情報提供を、より具体的で詳細に行っていく必要があると考えられる。

県教育委員会就学担当者と市町教育委員会就学担当者は、学校側の理解のなさ及び負担感も合意形成に係る課題として挙げていた。就学先決定における合意形成において学校側がより主体的にかかわることが必要であり、学校が提供できる合理的配慮や支援の程度、内容を明確にすることが求められるだろう。さらには、子どもへの適切な指導・支援が学校の状況によって左右されないように地域の学校全体が特別支援教育を充実させていくことが、就学先決定において教育委員会や保護者、学校との合意形成をより円滑に進める土台になると考えられる。

(李 熙馥)

3. 合意形成の事例

(1) 合意形成を図ることが難しかった事例とその要因

ここでは、合意形成を図ることが難しかった事例について、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、療育センター等の保護者支援担当者に伺った事例を掲載する。以下、次の①②③の項目を柱として記述する。

- ① 貴県内の市町村で、合意形成が難しかった事例
- ② なぜ、合意形成が難しかったのか。
- ③ どのように対応されたか。

<特別支援学校が望まれるが、通学が困難で地域の小学校に就学した事例>

- ① 医療的ケア対応の児童が、保護者の強い希望により、小学校の特別支援学級に入学した。通常の学級で過ごす場合、配慮事項が増え、会議の開催や支援員の配置等で課題が生じている。
- ② 地域的な事情により、特別支援学校が遠方にあり通学が難しい。児童の障害の実態に応じて適した場に行かせたいが、通学困難等の事情により保護者が小学校を希望した。
- ③ 保護者の希望を尊重し、通学可能な小学校の特別支援学級を就学先とした。

(県教育委員会からの聞き取り)

- ① 教育的ニーズを踏まえ、知的障害特別支援学校への就学が望ましいと市町村教育委員会と保護者で確認したものの、地理的な問題でそれが難しいケースがあった。
- ② 地理的な問題により地域の学校に就学するケースは、就学のシステムが変更になる平成25年以前から数多くある。
- ③ 市町村立小学校の知的障害特別支援学級へ就学した。地域の特性や家庭の状況を把握して総合的な判断をしている。

(県教育委員会からの聞き取り)

<保護者は小学校を希望したが、小学校の環境整備が整っておらず、特別支援学校に就学した事例>

- ① 知的な遅れのない肢体不自由の児童が、小学校を希望するケースがあった。小学校の受入れ体制が不十分だったことから、保護者と合意形成を行うことが難しかった。
- ② 小学校では施設的环境が整っておらず、保護者の望む受入れ体制が作れなかった。
- ③ 家から距離のある肢体不自由の特別支援学校に入学した。今も県のフォローアップの対象生として、相談等支援を続けている。

(県教育委員会からの聞き取り)

<学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しない児童生徒で、保護者が特別支援学校を希望し、就学した事例>

- ① 小学校の特別支援学級（知的障害）に在籍している児童の保護者が、中学校入学にあたって特別支援学校進学を希望した。市町村としては、児童の実態や発達検査等から学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しないため、特別支援学級への進級が適切であると判断した。保護者は中学校からは特別支援学校と決めており、行き違いが生じた。「保護者の意向を最大限に尊重するはずではないか」と県の方へ直接保護者から話があり、合意形成に時間がかかった。
- ② 手厚く専門性の高い特別支援学校を希望する保護者が増えている。「保護者の意向が通る」と捉えている保護者が増えている。
- ③ 県としては、同令第 22 条の 3 に該当しない児童生徒については、通常の学級・特別支援学級への入級、または通級による指導を受けるよう丁寧な説明をしていきたいと考えている。このケースの場合は、県の教育支援委員会が関与し、話し合いを重ねた結果、より専門的な指導を受けたいという保護者の意向に沿って特別支援学校に在籍することになった。

（県教育委員会からの聞き取り）

<母親と父親の就学先に対する意向が異なった事例>

- ① 母親と本人は、特別支援学校への就学（在籍中の小学校からの転校）を希望し、見学・体験を実施したが、継続して地域の小学校に在籍させたい父親と行き違いが生じた。
- ② 学校・母親・本人の 3 者は特別支援学校への転校で意見が一致していたが、父親が転校に強く反対した。
- ③ 父親の心情も汲みながら、合意形成に向けて、教育相談を継続して行うことにした。

（県教育委員会からの聞き取り）

<保護者との合意形成が十分になされないまま特別支援学校に入学となり、入学後保護者が異議申し立てをした事例>

- ① 特別支援学校へ入学が決まったケースだが、保護者が十分に納得せずに入学してしまった。その後、保護者が異議申し立てを行った。
- ② 市町村が保護者に十分な情報提供を行っていなかったことが原因の一つであった。
- ③ 県としては、保護者に十分な情報を提供するように市町村教育支援委員会に促している。

（県教育委員会からの聞き取り）

<学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する児童の保護者が、児童の実態が十分に理解できず、小学校を希望した事例>

- ① 市町村の判断と保護者の意見が合致しないケースがあった。

- ②市町村では知的障害特別支援学校への就学が適切であると判断したが、保護者と児童の実態の受けとめが一致せず、保護者は小学校への就学を希望した。
- ③特別支援学級や特別支援学校の授業参観・体験の機会、相談の機会を多く設け、特別支援教育に対する理解を促した。

(県教育委員会からの聞き取り)

- ①通常の学級を希望する保護者と、教育支援委員会の見解が異なるケースが毎年ある。
- ②自分の子どもの力を高く評価する家庭もある。また、障害の状態から通常の学級は厳しいと理解していても、小学校1、2年生の間だけは行かせたいと考える保護者もいる。
- ③丁寧に説明をし、見学等を勧めている。

(保護者支援担当者からの聞き取り)

<保護者は通常の学級を希望していたが、教育支援委員会が学びの場を自閉症・情緒障害学級と判断した事例>

- ①市町村教育支援委員会は小学校の自閉症・情緒障害学級が学びの場としては適切と判断したが、保護者が通常の学級を希望しており合意形成を行うことが難しかった。
- ②保護者は児童の実態について十分承知はしており認識もしていたが、就学先を決める段階になり、迷いが生じたのではないかと考えられる。
- ③実際に通常の学級に入学して2カ月間、保護者が児童の実態を見て困難さを感じ、夏休み前に特別支援学級に学びの場を変更した。それまでは通常の学級で、合理的配慮を行っていた。

(町教育委員会からの聞き取り)

<医療的ケアが必要な児童で、保護者は小学校の特別支援学級を希望したが、教育支援委員会が学びの場を特別支援学校と判断した事例>

- ①医療的ケアが必要な児童について、市教育支援委員会は特別支援学校が適切な教育の場と判断したが、保護者は特別支援学級を希望した。
- ②医療的ケアに詳しい教職員が特別支援学級にいないため、入級は難しかった。
- ③最終的には丁寧に説明をし、納得して特別支援学校に入学した。保護者が希望する学びの場において、どこまで配慮が提供できるかということを確認した。

(市教育委員会からの聞き取り)

- ①医療的ケアが必要な児童について、保護者が地域の小学校を希望したが受入れが難しかった。
- ②地域の小学校の医療的ケアの受入れ体制が整っていないことが原因であった。命にかかわることであり、安全を第一に考え、特別支援学校に入学した。
- ③就学先が決定されて終わりではなく、受入れ態勢が整えば、学びの場を見直せるという話

をしている。

(市教育委員会からの聞き取り)

<保護者は小学校の特別支援学級を希望したが、教育支援委員会が学びの場を特別支援学校と判断した事例>

- ①教育支援委員会での審議の結果、特別支援学校への就学が適当と判断したが、保護者は小学校の知的障害学級を希望し就学した。
- ②地域の学校で学習させたいという保護者の気持ちが強く、本人に必要な支援についての話を進めることができなかった。
- ③本人・保護者が納得するまで体験見学を繰り返して決定するようにしている。

(市教育委員会からの聞き取り)

<保護者が、特別支援教育が必要と感じている一方で、他者からの視線が気になり、小学校を希望する事例>

- ①保護者が、自分の子どもに特別支援教育が適していると考えても、他者から見られることを気にして、小学校を希望した。
- ②小規模の市町村であり、学びの場が少ないことも影響している。母親の立場からすると他の保護者や児童から、自分の子がどういった目で見られてしまうか気になることが要因として大きいと考えられる。
- ③最終的には全員が了承して特別支援学校に進学した。ただ母親が納得して進学先を受入れているかというところもそう言い切れないところもある。揉めはしないが、担当者から見て、納得せざるを得ない、そこしか学びの場が無いから仕方ない、といったニュアンスを保護者が抱えているように感じる。

(保護者支援担当者からの聞き取り)

- ①保護者と相談担当者で、児童の姿についての認識・見解が異なるケースがあった。
- ②相談担当者は、当該児童に対して特別支援教育の必要性を感じていたが、保護者は世間体もあり、特別支援学級に入級することを不安に感じていた。
- ③丁寧な話し合いを行った。

(保護者支援担当者からの聞き取り)

(2) 合意形成を図ることが円滑に行えた事例とその要因

合意形成を図ることが円滑に行えた事例から、合意形成に必要なかかわりとして、以下のようなことが示唆された。

- 丁寧に保護者とのかかわりを続ける。
- 子どもの様子を丁寧に話す。

- 保護者に、候補となる学びの場をすべて見学してもらい、自分の子どもが入学したら、何をどこまでしてくれるかを理解してもらおう。
- 学びの場で、子どもを大切にするという印象を保護者にもっていただく。実際に学びの場を見ることは重要である。
- こまめに保護者の不安や心配に寄り添うようにする。
- 家庭での様子を伺いつつ、今の子どもにとっての目標等を話していく。

(3) 小考察

ここでは、以上の訪問調査により得られた、合意形成に関する事例・エピソードから、それらの傾向、ポイントを整理する。

○県教育委員会就学担当者への聞き取りから

- ・市町村教育委員会と連携し、合意形成が困難なケースについては、市町村教育委員会と共に、そのケースについて、教育支援委員会を開いたりして検討している。また、第三者の立場で、県教育委員会が市町村教育委員会に指導・助言を行っている。
- ・聞き取り調査の際の担当者の話から、市町村教育委員会から県教育委員会に、困難なケースについての相談が多くある県と、少ない県がある。相談が多い県は、それにより、市町村における困難なケースを把握できている。
- ・困難なケースがある場合、財政的支援を都道府県教育委員会が行う場合もあった。

○市町教育委員会就学担当者への聞き取りから

- ・保護者の意向と、教育委員会の決定先が異なる場合が、多くの市町で実在する。
- ・保護者の意向は、近隣の通常の小学校へ行かせたいという意向が多いが、環境が整備されている特別支援学校を希望する保護者もいる。
- ・合意形成を図るため、市町教育委員会は、保護者への丁寧な説明をしている（学校見学に市町教育委員会が帯同する市町もある）。特に、この学校ではこのようなことが可能である、この学校ではここまではできる、といったことを明確に伝えるよう努力している市町教育委員会もみられた。

○療育センター等の保護者支援担当者への聞き取りから

- ・聞き取り調査の際の保護者支援担当者の話から、保護者支援担当者は早期より継続的に保護者の思い、悩み等を聞き、相談にあたっていることから、保護者の意向をよく把握していることが推測された。
- ・市町教育委員会と連携して保護者支援を行っている担当者もみられた。

合意形成が難しい場合は様々なケースが考えられる。保護者が、子どもの実態に合った学

校を就学先に望むとは限らない。特別支援学校より、近隣の小学校を望む場合も多い。一方で、特別な支援を期待して、初めから特別支援学校を希望する場合も多くある。

また、子どもの実態に合った就学先が近隣にない場合や、近隣の学校で、合理的配慮が期待できない場合がある。

これらの対応策として、各自治体は、保護者の意向を尊重しつつ、就学先として考えられる複数の学校で、何をどこまでその子どものためにできるかを明確に伝えるように努めている。

また、就学先は、継続的・固定的なものではなく、随時、本人・保護者・学校・市町教育委員会で検討し、見直しできるものであることを丁寧に伝えるような働き掛けも行っていることが見受けられた。

(山本 晃)

4. 保護者への支援・情報提供に関すること

ここでは各県・市町が、就学先決定に関して、保護者への支援や、情報提供としてどのような取組をしているのか、保護者はどのような不安や悩みを抱え、どのような情報を求めているのかについて、訪問調査の結果を示す。

(1) 保護者への支援や情報提供の取組

就学に係る教育相談、就学先決定に関し、保護者への支援内容、情報提供、工夫している点を尋ねたところ、各県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者から、それぞれ以下のような回答が得られた。なお、県教育委員会就学担当者の回答のうち、保護者を直接対象とした取組には下線を付した。

各回答に付けた()内の数字は、回答数(回答者数)を示している。ただし、回答の発言の中で触れられた内容であり、取り組んでいたとしても回答者が言及していない可能性もあり、回答数はあくまで参考として示している。

<県教育委員会就学担当者>

- ・就学に関する研究協議会、説明会、研修会の実施(市町村教育委員会担当者(指導主事等)、幼稚園・保育所関係者、相談員、特別支援教育コーディネーター等対象)(6)
- ・研修会の実施(保護者対象)(2)
- ・保護者対象のリーフレットの作成・配布(5)
- ・教育・就学相談会、訪問支援、相談、情報提供等(県立特別支援学校、特別支援教育センター等)(5)(うち、保護者対象の相談会等(2))
- ・市町村教育委員会への助言(1)
- ・設備等の面での支援(スロープの設置、支援員の配置等)(1)
- ・保護者に対しては直接市町村が行う(県としては特にない)(1)

<市町教育委員会就学担当者>

- ・5歳児発達健診の実施(教育相談・療育の勧め、保健師による継続的なサポート)(1)
- ・幼・保・こども園への巡回相談(3)
- ・幼・保・こども園の職員に向けた就学先決定までの流れや、就学後の学びの場の説明(2)
- ・保護者対象の相談(2)
- ・小学校の特別支援教育コーディネーターが園に出向いてガイダンス・相談(1)
- ・教育委員会相談支援チームによる就学相談(1)
- ・各園、センターで保護者対象の研修会、学習会、説明会(6)
- ・就学に関する面談を重ねる(1)
- ・保護者向けのリーフレットの作成・配布(1)
- ・就学支援シートによる連携(保護者による記入)(1)

- ・子育て支援・助言（１）
- ・学校・学級の体験見学（１）
- ・インクルーシブ推進員の配置（退職校長）（幼稚園と小学校のつなぎ）（１）
- ・福祉支援センター、幼稚園、保育所の所長会等に赴き、説明・助言（１）
 - ※就学相談の仕組み・流れ、特別支援学級の学習内容、実態把握の方法、等
- ・市の広報で周知（１）
- ・幼稚園・保育所への訪問（１）

保護者への支援は基本的には市町村が担うが、県としては、研修会、助言や情報提供を市町村の担当者に行うことで、市町村を通じた保護者への支援、情報提供に取り組んでいると考えられる。

県が行っている保護者への直接的な支援・情報提供としては、リーフレットの作成が多く、数は少ないが、県が直接、県立の特別支援学校や教育事務所を会場に、保護者対象の就学に関する研修会を行っているところもある。

市町としては、保護者向けに説明会、学習会、研修会等を実施するほか、相談、リーフレットの作成、さらに、特別支援教育コーディネーターや就学支援シートを活用した支援・情報提供を行っている。

（２）保護者の参加

就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスにおける保護者の参加の有無、どのような形で参加しているか等について質問したところ、市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等の保護者支援担当者、それぞれ以下のような回答があった。なお、各回答の（ ）内の数字については上記と同様である。

<市町教育委員会就学担当者>

- ・教育相談（随時）（３）
- ・学習会（各園）・研修会・説明会（２）
- ・教育検査時の保護者面談（保護者用調査票の作成）（１）
- ・就学支援シートの記入（１）
- ・教育相談の検査の開示請求（１）
- ・審議における判断を伝える結果説明（２）
- ・結果の通知での合意形成（同意書の提出）（１）
- ・学校見学・体験入学（４）
- ・学校と保護者が直接やりとりをする（１）

<市町療育センター等保護者支援担当者>

- ・学校見学（６）

- ・体験入学に参加（３）
- ・相談の機会に参加（２）
- ・説明会（３）
- ・面談（２）
- ・専門員の行動観察の際の付き添い（１）
- ・保護者、現所属園等の担当教員、就学予定先の教員の三者での懇談（１）
- ・保護者の自主的な学習会（１）
- ・保護者と学校が直接やりとり（１）

どの自治体も就学先決定に関し、保護者が参加する機会が確保されている。学校説明会、学校見学、体験入学等の機会であることが多い。

就学支援シートの記入、面談、検査結果の説明等の機会を通じた参加、随時行われる相談の機会のほか、自治体によっては、保護者と現所属園等の担当教員、就学予定先の教員の三者での懇談の機会を設けているところもある。

（３）保護者の悩み、不安

就学先決定、合意形成において保護者が抱えている悩みや不安、ニーズについて、療育センター等の保護者支援担当者に質問したところ以下の回答を得た。なお、（ ）内の数字については上記と同様である。

- ・学校でうまくやっていけるか（生活や学習でとまどわないか）（４）
- ・学校や学級に子どもの困っていることを理解してもらえるか（１）
- ・教室環境が整うかどうか（自閉症等の場合）（１）
- ・学校での友だち関係（１）
- ・学校に登校できるだろうか（１）
- ・子どもの将来にとって何がよいのかがわからない（１）
- ・どのような学びの場があるかわからない（１）
- ・どう動いたらよいかわからない（１）
- ・本当に子どもに適しているかが分からない（３）
- ・入学後、本当に合理的配慮がなされるか（１）
- ・子どもにあった配慮が本当になされるか（２）
- ・地域の小学校に行くことができるか（１）
- ・学校での子どもの様子が見えない、先（入学後の様子）が見えない（１）
- ・特別支援学級に入ったあと、通常の学級に移れるか（２）
- ・学校で丁寧に見てもらえるか（１）
- ・複数で見てもらえていたのが一人の教員になる不安（１）
- ・教員の当たり外れ（１）

- ・(特別支援学級に入った場合) 通常の学級とどのくらい関わられるか (1)

また、就学に係る教育相談、就学先決定の全体的なプロセスにおいて、保護者が抱えている悩みや課題、ニーズを尋ねたところ以下の回答を得た。なお、() 内の数字については上記と同様である。

- ・特別支援学級に在籍することで、不利になることはないか (1)
- ・どういったことが子どもの将来のためによいか (1)
- ・どのような学びの場があるか (2)
- ・保護者がどう動いたらよいか (1)
- ・就学後に遭遇する状況 (起きうる事が予想しにくい) (1)
- ・合理的配慮がどの程度可能か (1)
- ・学校での子どもの様子 (1)
- ・特別支援学級で学習をしっかり見てくれるか (生活がメインな印象がある) (1)
- ・特別支援学級の学習 (運営) の実際 (1)
- ・特別支援学級で育った子どもの実際 (将来像) (1)
- ・将来自立して生活できるか (1)
- ・学校に関する情報 (2)
- ・入学後、学童保育やサービスを利用できるか (1)
- ・入学後、特別支援学級から移動できるか (1)
- ・入学後しっかりと必要な支援・配慮をしてくれるか (1)
- ・学校・教育委員会等と医療機関の意見が異なる場合にどう考えてよいか不安 (1)
- ・気軽に発達について相談できるところがほしい (1)

合意形成においても、全体的なプロセスにおいても、保護者が抱える不安や悩みは同様な事柄が挙げられおり、入学後の子どもの状況、入学後の支援や配慮、就学に向けての動きが分からないこと、将来像、先が見えないことに不安を抱えていることがわかる。

(4) 保護者が求める情報

就学先決定、合意形成において保護者が求めている情報について、療育センター等の保護者支援担当者に質問したところ、以下の回答を得た。なお、() 内の数字については上記と同様である。

- ・学校が子どもに求めること・水準 (座っていないと許されないか、文字はどの程度読めないといけないか、排泄、生活習慣等どこまで許容されるか等) (2)
- ・手続き・準備 (いつまでに、何をしたらよいか) (2)
- ・学びの場 (どういった場があるか、学びの場の状況、我が子にふさわしい場) (3)

- ・就学に関することすべて（２）
- ・学びの場の変更（特別支援学級に入ってから、通常の学級に移れるか？）。変更できた場合に、教員をもう１人付けてもらえるか？（２）
- ・先輩保護者の経験談（特別支援学級に就学、通常の学級に就学、それぞれの保護者）（１）
- ・小学校の生活全般に関すること（教員との連絡の取り方、学校の日常の様子、学級の人数、良い教員か、等々）（３）
- ・特別支援学校と特別支援学級の教育内容の違い（２）
- ・通級とはどんなスタイルか（１）
- ・教員の専門性（教員は資格を持っているか）（１）
- ・特別支援学級と通常の学級の交流の状況（１）
- ・支援の質（人員、体制を含む）（２）

これらの保護者が求める内容は、上記の保護者が抱える悩みや不安にほぼ対応している。保護者は、学校生活全般にわたる情報を求めており、特に、学校の子どものへの要求水準、各学びの場の特徴・状況、手続きや準備についての情報を必要としている。

（５）小考察

就学に係る教育相談、就学先決定に関する保護者への支援について、県としては、リーフレットの作成や、保護者対象の研修会等、保護者に対して直接的な支援も行っているが、中心となっているのは、研修会、助言や情報提供を市町村の担当者に対して行い、市町村を支えることで、保護者への支援、情報提供に取り組むという、間接的な支援である。

市町は、直接保護者を対象とした説明会、学習会、研修会、相談会の実施、リーフレットの作成・配布、保育所・園への訪問等を実施しており、また、学校説明会、学校見学、体験入学等の保護者の参加の機会も設けている。そのほか、保護者と現所属園等の担当教員、就学予定先の教員の三者での懇談といった参画の機会を作る等の工夫も見られる。

県、市町は、上記のような保護者への情報提供や支援を行っているが、保護者は、入学後の子どもの状況や、実施される支援や配慮、就学に向けて行うべきこと、学校生活の流れや日常的に必要なこと等、具体的な情報を求めていること、通級による指導や特別支援学級等、各学びの場の具体的なイメージがつかみ切れないこと等、自治体が考えているよりも、学習上、生活上の細かな情報、就学に向けてすべきことの具体的な情報を求めていると考えられる。

また、各学びの場の学習活動、学校生活に関して抱えている保護者のイメージと自治体の捉えが一致していないことも考えられる。

就学先決定に向けた保護者への支援について、その地域の保護者が、どのような情報を求めているのかを各自治体が把握すること、それに基づき、可能な限り保護者の視点で具体的な情報を提供することが、自治体に求められる。

（牧野泰美）

5. 就学に係る教育相談、就学先決定における課題と成果

(1) 就学に係る教育相談、就学先決定における課題について

就学に係る教育相談、就学先決定における課題について、県及び市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等の保護者支援担当者から回答を得た。以下に回答の内容を類別・整理して述べる。

① 県教育委員会就学担当者

回答内容を大きく、県の取組に関連する課題、市町村の取組に関連する課題、小・中学校の取組に関連する課題に類別し、それを大カテゴリーとした。回答は、多い順に、市町村の取組に関連する課題が26件、小・中学校の取組に関連する課題が10件、県の取組に関連する課題が9件あった。各大カテゴリー内で、課題の内容を整理し、小カテゴリーとした。表3-6に、大カテゴリー、小カテゴリー、及び小カテゴリーの具体的な回答を示す。なお、表中の()内の数字は回答の件数を示している。

市町村の取組に関連する課題については、本人・保護者の意見を最大限尊重という部分のみを重視しているために、保護者の希望が優位になっており、県教育委員会就学担当者は、子どもの実態に合わない就学先決定になるのではないかと不安に感じている様子がかげえた。市町村では人事異動等のため、専門性の高い就学支援担当者の確保が難しいことから、担当者の専門性が課題となっており、また、医師や心理士等の専門家の確保が難しい地域もあり、市町村における就学に係る教育相談の難しさを感じていた。就学先決定は市町村単位で行われているため、教育支援委員会の構成メンバーや就学先決定の判断基準が市町村により差があることや、その他、相談件数の増加、保護者への十分な説明、早期支援を課題としていた。

小・中学校の取組に関連する課題については、県教育委員会就学担当者は特別支援教育に関わる担当者及び学校の専門性や、入学後の学びの場の見直しを課題としていた。担当者及び学校の専門性については、特別支援学級や通級による指導の担当教員による自立活動等の指導力向上や、管理職の理解も重要であると考えていた。入学後の学びの場の見直しについては、入学後に思っていたような教育がなされていないと感じている保護者がいることもあり、特別支援学校や通常の学級、通級による指導等への学びの場の見直しをする必要があると考えていた。

県の取組に関連する課題として、就学基準の捉え方、合意形成の図り方等について、市町村との連携が不十分だと考えていた。また、特別支援学校への希望の増加や、高等部・高等学校での支援を課題としていた。

表 3-6 教育相談・就学先決定の課題(県教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町村の取組 (26)	保護者の希望が優位になる(6)	・「本人・保護者の意見を最大限尊重」という部分のみを重視し、就学先決定が安易になされていないか不安。専門性等について、村等は難しい状況もありバックアップが必要となる。 ・保護者からの強い要望のために就学先がなかなか決定しないことや、実態に合わない就学先になったり、特別支援学級を設置することになったりする。
	担当者の専門性(5)	・市町村の担当が毎年3分の1以上は変わることや、医師や心理士等の専門家の人的確保。 ・市町の担当が就学先決定のシステムを理解していない場合もあり、担当者の専門性の向上。
	市町村により差がある(5)	・教育支援委員会の構成メンバーに専門家がおらず、小・中学校の教員、校長、保健師のみどころもあり、本来の役割を果たしているか疑問の場所もある。 ・就学先決定の判断について、市町村ごとの考えでやっているため差が出てきており、診断書の有無等、判断材料も市町村によって異なり、市町村の指導主事の有無によっても差がでてくる。
	相談件数の増加(4)	・教育支援委員会の審議件数が増えており、十分な審議ができていないかどうかが懸念される。 ・就学に関する相談が増加し、この5年、市町村の負担が増えているのではないかと。
	保護者への十分な説明や対応(4)	・本人・保護者に対して、多様な学びの場における十分な教育や、就学の考え方等について説明が不十分であることが考えられる。 ・保護者の障害受容が難しかったり、家庭に課題があったりする場合、相談が複雑化する。
	早期支援(2)	・早期からの一貫した支援がまだ十分に機能していない面がある。
小・中学校の取組 (10)	担当者及び学校の専門性(5)	・指導力の足りない教員が特別支援学級担当になったりすることもあり、指導力の向上が最も必要。そのことが保護者の理解や地域の力の向上にもつながる。 ・通級による指導は学力中心で、自立活動の指導が後回しされてしまう等、専門的な指導が十分に行われていない現実もある。管理職の理解も必要となる。
	入学後の学びの場の見直し(5)	・思っていたような教育がなされていないと感じている保護者がおり、特別支援学級の児童生徒の保護者が、入学後に特別支援学校を希望するケースが増えている。 ・特別支援学級に在籍の場合、成長に応じて通常の学級や通級による指導等、学びの場をさらに検討する必要がある。
県の取組(9)	県と市町村との連携(5)	・就学基準の捉え方、合意形成が図られているかどうか、医療的ケアが必要な子どもについての情報等について十分に把握できない。
	特別支援学校への希望の増加(3)	・市町村によっては学校の専門性の課題もあり、特別支援学校に行きたいという相談が増加している。
	高等部・高等学校での支援(1)	・高等部に入って途中で退学するケースが毎年ある。自閉症・情緒障害特別支援学級がないので、高等部・高等学校でうまくいかないケースがある。

②市町教育委員会就学担当者

大カテゴリーである、市町の取組に関連する課題、小・中学校の取組に関連する課題、県の取組に関連する課題の件数は、それぞれ 12 件、9 件、1 件であった。上記の県教育委員会就学担当者の回答同様に、得られた結果を表 3-7 に示す。

市町の取組に関連する課題については、市町教育委員会就学担当者は、相談件数の増加を課題と捉えており、その理由として、委員会審議において、件数が多いため十分な審議ができないことや、担当者が特別支援教育全般にかかる業務を担当していることを課題として挙げていた。保護者の希望が優位になることも県教育委員会就学担当者と同様に課題としていたが、保護者の考えやライフスタイルの複雑化・多様化、移動手段、指定の学区外への就学

表 3-7 教育相談・就学先決定の課題(市町教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町の取組(12)	相談件数の増加(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会審議において、件数が多いため十分な審議ができず、実態を示す資料・情報が十分に提供できない。 ・相談件数が急激に増加し、それを担当だけでやらないといけないという課題がある。担当は就学相談だけではなく、特別支援教育全般に係る業務を担当しているため工夫が必要となっている。
	保護者の希望が優位になる(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の考えやライフスタイルが複雑化、多様化している。保護者の移動手段も学校選びに関係してくる。 ・指定学区外の就学を希望する保護者が増えている。
	担当者の専門性(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態をつかみ就学先を判断するのは経験と知識がないと難しい。
	保護者への十分な説明や対応(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の希望と教育支援委員会の判断が異なっている場合があり、説明する必要がでてくる。
	早期支援(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等の管理職の意識改革が重要となる。
小・中学校の取組(9)	入学後の支援(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の配置、教材(ICT)、個別対応等の保護者の多様な要望についてどのように対応するか。 ・入学後すぐに新しい集団生活において困難なことが生じてしまう場合があり、その児童生徒への対応。
	担任及び学校の専門性(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や教員によって専門性に大きく差があることがあり、管理職の意識改革も重要となる。
	入学後の学びの場の見直し(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等で特別な支援を受けていても通常の学級に在籍するケース等もあり、成長に応じて学びの場の見直しをさらに検討する必要がある。
	障害のある子どもの理解(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どものことについて、周囲の子どもや教員等の受入れ側の理解が十分でない学校がある。
県の取組(1)	特別支援学校への希望の増加(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な支援を受けさせたいという保護者の思いがあり、就学基準に該当しない子どもの保護者が特別支援学校を希望する。

等、保護者の具体的な意見を取り上げており、市町教育委員会就学担当者はそれらの困難な要望への対応に課題を抱えている様子がうかがえた。担当者の専門性については経験・知識が無いと難しいと感じており、経験や知識が少ないことからくる困難さを感じている様子がうかがえた。その他、保護者への十分な説明や対応、早期支援を課題として挙げていた。

小・中学校の取組に関連する課題としては、入学後の支援を行う上で、保護者の多様な要望への対応や新しい集団生活において困難さが生じてしまうケース等を挙げていた。ただその要望や困り感には、担任及び学校の専門性が、教員や学校によって大きく差があることや、成長に応じて学びの場の見直しをさらに検討する必要があるという課題が背景にあるのではないかと感じている様子もうかがえた。その他、障害のある子どもの理解や特別支援学級の増加を課題と捉えていた。

県の取組に関連する課題は件数が少なかったが、特別支援学校への希望の増加から、より専門的な支援を受けさせたいという保護者の思いが高まっている様子を感じ取っていた。

③市町療育センター等保護者支援担当者

大カテゴリーである、小・中学校の取組に関する課題、市町の取組に関する課題の件数は、それぞれ6件、2件であった。回答の中で県の取組に関する課題はなかった。保護者支援担当者は特に小・中学校の取組に関連する課題を多く挙げていた。結果を表3-8に示す。

表 3-8 教育相談・就学先決定の課題(市町療育センター等保護者支援担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
小・中学校の取組(6)	障害のある子どもの理解(2)	・受入れ体制が十分でなく、多様性を大切にすることと、個別に支援することが十分に区別されていない現状がある。
	特別支援学級の増加(2)	・特別支援学級が増加したが、そのため新しくできた学級の情報を得ることが重要となった。
	担任及び学校の専門性(1)	・新しくできた特別支援学級は専門性があまり高くない。
	入学後の支援(1)	・もう少し専門的な支援があれば通常の学級でやっていける児童生徒がいる。
市町の取組(2)	相談件数の増加(2)	・特に発達障害の相談件数が伸び続けている。

小・中学校の取組に関連する課題について、保護者支援担当者は、障害のある子どもの理解について、受入れ体制や個別に支援することへの理解の不十分さを挙げていた。特別支援学級の増加も課題と感じており、新しくできた学級の情報を得ることが重要と考えていた。教員の専門性や学習の様子等の情報と考えられる。

市町の取組に関連する課題については、市町教育委員会就学担当者と同様に、保護者支援担当者は発達障害等、相談件数の増加を課題と捉えていた。

(2) 就学に係る教育相談、就学先決定における成果について

就学に係る教育相談、就学先決定における成果について、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等の保護者支援担当者の回答を整理した。

① 県教委育委員会就学担当者

回答を表3-9のように整理した。都道府県教育委員会就学担当者は、市町村が就学に係る教育相談等の取組を丁寧に行うことから市町村に特別支援教育が浸透してきており、そのことから地域で障害のある子どもを育てていくという意識が浸透してきたと感じている様子がうかがえた。また、組織間連携が密になったと感じており、その理由として県教育委員会就学担当者が、市町村を巡回したり、電話相談をしたりすること、市町村教育委員会就学担当者が幼稚園等に対し、早期から適切な情報を提供したり、助言を行ったりすることを挙げていた。学びの場の見直しについては、入学後も実態に応じてフォローするシステムや、就学前に保護者・本人が多様な学びの場を見学・体験する等の取組が行われ始めていると感じていた。その他、保護者の意識の変化や市町村・学校・保護者の話し合いが密になったこと、学校の受入れ体制の変化を成果と感じていた。

表 3-9 教育相談・就学先決定の成果(県教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町村で特別支援教育が浸透(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的に判断することを伝えることで、各市町村が就学相談等の取組を丁寧に行うようになり、特別支援教育に関する理解が徐々に広がってきている。 ・地域で、障害のある子どもを育てていくという意識が浸透してきたこともあり、特別支援学校に行っても、市町村の子どもという意識がでてきた。
組織間連携が密になった(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当が市町村を巡回したり、電話相談をしたりする中で連携が密になり、通学区域外や重度の子ども等について情報交換が多くなった ・市町村の担当が早期から適切な情報を提供したり、助言を行ったりして保育園、保健所等に関わることで、地域での理解も深まっている様子が見られる。
学びの場の見直し(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続支援として、特別支援学校に入学したがいずれは地域に戻りたいケース、訪問教育へ変わりそうなケース等を実態に応じてフォローするシステムができてきた。 ・就学前に保護者・本人が多様な学びの場(小学校、特別支援学校等)を見学・体験することにより、将来の見直しをもたせることができてきた。
保護者の意識の変化(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・理解が広がったことで、より高い専門性を求める傾向が出てきており、特別支援学校への就学希望や、小・中学校での支援の要望が増えている。
市町村・学校・保護者の話し合いが密になった(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と市町村担当との話し合いが増加し、丁寧な相談を続け、関係性を築いていくことにより、合意形成につながるようになってきた。
学校の受入れ体制(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のケースについて話し合いをもつことで、小・中学校も受入れ体制を意識するようになった。

②市町教育委員会就学担当者

回答を表3-10のように整理した。市町教育委員会就学担当者は、市町と幼稚園等が連携して説明会や保護者面談、集団場面の実態把握を行ったり、小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園や保育所で一緒に就学に係る教育相談を行ったりする等から、組織間連携が密になったと感じている様子が見えてきた。また担当者等が保護者と何回も面談したり、時には一緒に学校見学をしたりしながら丁寧にに対応するようになった等、市町・学校・保護者の話し合いが密になったと捉えていた。さらに、障害のある子どもが通常の学校に在籍することで小学校自体の障害に対する理解が深まってきた等、学校の受入れ体制にも成果を感じていた。その他、市町における特別支援教育の浸透や、保護者の意識の変化を成果と捉えていた。

表 3-10 教育相談・就学先決定の成果(市町教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
組織間連携が密になった(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町担当者が公立幼稚園・保育所や療育センターと連携して、説明会や保護者面談、集団場面の実態把握を行う等、早期からの支援を行うようになってきた。 ・小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園や保育園で一緒に就学に係る教育相談をしたり、保育士が調査員を兼ねたりする等、小学校と幼稚園・保育園の連携が深まってきた。
市町・学校・保護者の話し合いが密になった(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当や調査員が保護者の状況を十分に把握しながら、何回も面談したり、時には一緒に学校見学したりしながら丁寧に臨むようになった。 ・話し合いを進める中で保護者の気持ちも変化することもあり、保護者の様子から弾力的に教育支援委員会を実施している。
学校の受入れ体制(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職の特別支援教育に関する意識の変化もあり、障害のある子どもが通常の学校に在籍することで小学校自体の障害に対する理解が深まってきた。
市町に特別支援教育が浸透(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先決定という個々の子どもの課題に取り組むことで、市がどう支援を行うのかを方向付けるといった大切な役割を果たしている。
保護者の意識の変化(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・難しいケースも保護者や学校と丁寧に話し合うことで合意が得られ、入学後に満足しているという保護者が多くなってきている。

③市町療育センター等保護者支援担当者

回答を表3-11のように整理した。保護者支援担当者は、担当者が説明会や早期支援として、幼稚園や学校に出向いて子どもを見て相談することが行われることで、幼稚園、学校、市町内の関係機関がつながり、地域での組織間連携が密になったと感じている様子が見えてきた。また、早期からかわり、丁寧な相談が行われることで、市町・学校・保護者の話し合いが密になったと感じており、相談件数の増加も成果と捉えていた。また、学校の受入れ体制も整い始め、通常の学級の中で支援を行っていた子どもにも個々の支援が必要という見方が広がったと感じていた。その他、保護者の意識の変化について成果があったと感じていた。

表 3-11 教育相談・就学先決定の成果(市町療育センター等保護者支援担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
地域での組織連携が密になった(6)	・担当者が説明会や早期支援として、幼稚園や、学校に出向いて子どもを見て相談することで、幼稚園、学校、市内の関係機関がつながり、就学までの流れがスムーズにいくようになった。
市町・学校・保護者の話し合いが密になった(5)	・小さいときからかわり、丁寧に相談することで保護者が納得するようになった。 ・相談件数が増えているが、それは成果でもあると思われる。
学校の受入れ体制(3)	・通常の学級の中で支援を行っていた子どもにも個の支援が必要という見方が広がった。
保護者の意識の変化(1)	・就学してから子どもや保護者が元気に過ごしている様子を感じている。

(3) 学びの場の見直しの課題と工夫

学びの場の見直しに関する課題や工夫について、市町の教育委員会就学担当者に尋ね回答を得た。

① 学びの場の見直しの課題

回答数は7件であった。得られた結果を表3-12に示す。

市町教育委員会就学担当者は、子どもを支援することと子どもの状態を改善することの違いが区別できていないことや、本人の困難さがかなり大きくなるまで学びの場の見直しについての要望が出ないこと等があり、入学後の支援・対応に課題があると捉えていた。また保護者が、学校に見放されたと受け取ってしまう、あるいは、何でもしてくれると思う等、保護者への説明、対応を丁寧にすることの必要性を課題として挙げていた。その他、組織間連携に関する課題も挙げていた。

表 3-12 学びの場の見直しの課題(市町教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
入学後の支援・対応(4)	・子どもへの支援と子どもの状態の改善との違いが区別できずに混乱している部分がある。 ・本人の困り感がかなり強くなるまで見直しをせず、2次的な障害が発生する場合がある。
保護者への十分な説明や対応(2)	・慎重に進めないで保護者が「学校に見放された」と受け取ってしまう。 ・障害者差別解消法の影響か、保護者が何でもしてくれると思い、多くの要望を出すことがある。
組織間連携(1)	・支援が難しいと判断し、市町教育委員会へ特別支援学校を勧めて欲しいと学校から要望が来ることが多くなっている。

②学びの場の見直しの工夫

回答数は12件であった(表3-13)。

市町教育委員会就学担当者は、支援の必要な子どもについては定期的な支援会議を設けたり、支援員を低学年に重点的に配置し、交流を数多く行い、特別支援学級に優れた教員を配置する学校を増やしたりする等の実際的な支援に関する工夫を回答として挙げていた。また、学びの場の見直しについては保護者の意向を重要視することや、研修会、教育相談、学校見学・体験を複数回行い十分な情報提供を行う等、保護者への対応に関する工夫も挙げていた。その他、組織間連携や、教育委員会での協議等の組織での連携や協議に関する工夫も挙げていた。

表 3-13 学びの場の見直しの工夫(市町教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
入学後の支援(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と指導者の子どもの理解の共有のために、支援の必要な子どもについては定期的な支援会議を設けるようにしている。 ・支援員は低学年に重点的に配置し、交流を数多く行い、特別支援学級に優れた教員を配置する学校を増やす。
保護者への十分な説明や対応(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見を丁寧に聞き、見直しについては保護者の意向を重要視する。 ・学びの場の見直しについての理解が深められるように、研修会、教育相談、学校見学・体験を複数回行い、十分な情報提供を行う。
組織間連携(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が学びの場の見直しについて説明会等で学校へ詳しく説明し、個々のケースについても学校を訪問して話し合う。
教育支援委員会での協議(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の在籍中に教育相談をうけて検討するようにしており、ケースによっては、1年後再審議という具体的な方法で行うこともある。

(4) 小考察

就学に係る教育相談、就学先決定に関する課題として挙げられているのは、本人・保護者の希望、子どもの実態、教育的ニーズや必要な支援等を踏まえて総合的な判断を行うこととなっているが、保護者の希望のみが優先されがちになるといった、保護者の希望が優位になりやすいことや、相談件数の増加により十分な審議ができないこと、担当者の専門性の確保が難しいこと、就学先となる各学校の教員の専門性の差、学びの場の見直し、学校の障害のある子どもの理解、市町によって進め方や判断に差があること、保護者への説明が不十分な場合があること、特別支援学校の希望の増加、組織間の連携の強化等であった。

これらの多くは、県や市町教育委員会の就学担当者、療育センター等の保護者支援担当者、それぞれ、立場の違いはあっても、課題として挙げていた。これらの課題は、先に整理した合意形成に関する課題と重なる事項も多い。就学先決定に向けては、それだけ合意形成の重要性が意識されているということの現れとも考えられる。

上記にあるように、学びの場の見直しについて、それ自体が、就学に係る教育相談、就学先決定に関する課題とされているが、就学後の支援、保護者への十分な説明、組織間連携等が学びの場の見直しに関する課題となっており、支援会議、教員配置、保護者との話し合いや情報提供等において工夫がなされている。

一方、就学に係る教育相談、就学先決定に関する成果としては、県と市町村の連携が密になったこと、地域における組織間の連携が密になったこと、保護者、学校、教育委員会の話し合いが丁寧にかつ密になったこと、地域や学校の特別支援教育に対する理解が深まったこと、学校が障害のある子どもの受入れを意識するようになってきたこと、学びの場の見直しに関する意識が進んだこと等が挙げられた。

これらの成果は、県、市町村、保護者、学校、療育機関等、それぞれの連携や話し合いが密になったこと、雰囲気や意識の変化、理解の深まり等に関することが多い。学校教育法施行令の一部改正以降の各地の就学に係る教育相談・就学先決定に関する体制づくりの取組を通して、徐々に成果と考えられることが見えてきているということである。

本研究において、研究協力者（第1章Ⅲ）を招聘して実施した研究協議会において、就学先決定の取組に関する課題は様々にあっても、成果に目を向けて発信することは、日々、困難のある中、就学に係る教育相談、就学先決定に取り組んでいる関係者に勇気や活力を提供することになるのではないかという意見があった。このことからすると、成果を伝えていくことも、就学先決定の取組を充実させていくことにつながる可能性がある。

（土屋忠之）

6. 就学に係る教育相談、就学先決定を支える工夫

(1) 就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える工夫

就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える工夫について回答を得た。

① 県教育委員会就学担当者

得られた回答を整理し、市町村に対する取組、学校・幼稚園等に対する取組、保護者・本人に対する取組の大カテゴリーに類別し、大カテゴリー内の取組・工夫を整理して小カテゴリーとした。小カテゴリーの具体例も含め、表3-14に示した。

表 3-14 教育相談・就学先決定のプロセスを支える工夫や取組(県教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町村 (19)	研修会や説明会の開催 (8)	・市町村教育委員会指導主事を対象とした協議会や研修会において、特別支援教育の動向について説明や協議を行っている。 ・市町村就学事務担当者会にて課題の共有を行っている。
	実態把握や相談(8)	・県の指導主事や特別支援教育推進員が、市町教育委員会の教育相談や就学先の決定と、合理的配慮の状況を把握し、助言等を行っている。 ・就学支援に対し困難な事例を抱えている場合は、市町村教育委員会の就学事務担当者と連携し、必要な助言をしている。
	資料作成・配布(3)	・就学手続きに関するリーフレットを作成し、各市町村に配布した。
学校・幼稚園等 (12)	研修会や説明会の開催 (8)	・特別支援学校及び小・中学校の特別支援教育コーディネーターが集まる研修会を毎年実施し、就学に関するケース等の情報を共有している。 ・教育相談や就学事務に携わる学校の相談員に対して、適切な就学と就学事務等について連絡会等を実施している。
	実態把握や相談(4)	・特別支援教育推進員が教育相談や就学先の決定と合理的配慮について、学校や幼稚園等への助言等を行っている。 ・特別支援学校のコーディネーターが小・中学校の要望に応じて出張相談できるようにしている。
保護者・本人(1)	説明会等の開催(1)	・すべての特別支援学校で説明会や体験入学を実施している。

県教育委員会就学担当者の回答からは、県の工夫として、市町村に対して、研修会や説明会の開催、実態把握・相談・助言等を行っているとした。また、就学先決定に係り困難な事例についての相談を行うほか、退職した校長等を特別支援教育推進員として配置する等の工夫をしているところがあった。その他、リーフレット等の資料作成・配付等の工夫を行っているところがあった。

学校・幼稚園等に対しても、研修会や説明会の開催、実態把握や相談による支援を工夫として挙げていた。特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会、教育相談や就学事務に携わる学校の相談員を対象とした連絡会等の開催も工夫の例として挙げていた。また、就学先決定や合理的配慮等について、学校や幼稚園等を対象に、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育推進委員が訪問する等の支援も工夫として挙げていた。

保護者・本人に対しては、都道府県の工夫としては、数は少なかったが、特別支援学校での説明会や体験入学等の実施を挙げていた。

② 市町教育委員会就学担当者

大カテゴリーのうち、都道府県は市町村に対する取組が中心となるが、市町は学校・幼稚園等に対する取組が中心となっていた。得られた回答を整理して表3-15に示した。

表 3-15 教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組(市町教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
学校・幼稚園等(9)	研修会や説明会の開催(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校の特別支援教育コーディネーターや担当者を対象とした研修会を実施して、就学先決定のプロセスを説明し、情報共有をしている。 ・保育士を対象とした発達検査の研修を行っている。
	状況把握や相談(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、幼稚園等へ指導主事が出向き、子どもの様子を観察し、職員に話を聞き、支援を行っている。 ・特別支援学校の教員が巡回・観察し、普段の指導への支援を行っている
市町(5)	研修会や説明会の開催(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の中で特別支援教育を取り上げている。
	状況把握や相談(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターとの連携を密にして、情報共有を行っている。 ・県教育委員会へ電話で相談を行っている。
保護者・本人(4)	状況把握や相談(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の教員が巡回相談し、保護者への支援を行っている。

市町の取組としては、学校・幼稚園等に対して、小・中学校の教員を対象とした研修会を行うほか、保育士を相談員として活用するための研修を行う等の工夫を挙げていた。また、指導主事や特別支援学校の教員が学校や幼稚園等に訪問して、子どもの様子を観察し、職員の話聞くことから支援を行っていることも工夫として挙げていた。

市町自体の取組を支えることとしては、研修会の中で特別支援教育を取り上げたり、教育センターと情報を共有したりしていることのほか、県教育委員会へ電話で相談すること等を工夫として挙げていた。

保護者・本人に対しては、特別支援学校の教員が巡回相談によって直接支援を行うことを工夫として挙げていた。

③ 市町療育センター等保護者支援担当者

保護者支援担当者は、大カテゴリーのうち、保護者・本人に対する取組の工夫が回答の中心であった（表3-16）。

保護者・本人に対して、丁寧に何度も相談したり、先輩の保護者に相談できるようにしたりする等を工夫として挙げていた。その他、就学に関する説明会や幼児教室の開催、パンフレットの配布等の様々な工夫を挙げていた。

学校・幼稚園等に対しては、幼稚園等に対して保健師が出向いて相談する、小学校に対してスクールソーシャルワーカーと連携する等、学校・幼稚園等と連携しながらの取組を工夫として挙げていた。

市町に対しては、保護者対象の就学についての説明会や相談会を実施する上で、連携・協力をしていることを工夫として挙げていた。

表 3-16 教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組(市町療育センター等保護者支援担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
保護者・本人 (8)	状況把握や相談(5)	・面談や電話で丁寧に何度も相談をする。 ・先輩の保護者に相談できるようにしている。
	説明会等の開催(2)	・就学に関する説明会や幼児教室を開催して、参加を促す。
	資料作成・配布(1)	・就学に関するパンフレットを配付する。
学校・幼稚園 (3)	状況把握や相談(3)	・支援が必要なケースについては、保健師がすべての幼稚園等に出向いて相談しに行っている。 ・入学後に課題が出てきた場合は、小学校のスクールソーシャルワーカーと連携している。
市町(2)	研修会・協議会や連絡会の実施(1)	・保護者等への説明会の協力
	状況把握や相談(1)	・保護者への相談に関する市教育委員会への協力

(2) 県の市町村支援の考え方

県教育委員会就学担当者に対して、市町村への支援についての考え方を尋ねた。

回答からは、市町村への支援に関し、方向性を示しながら実施、市町村の違いを尊重、実施状況の把握、の三つに類別できた。それぞれの具体例も含めて表3-17に示す。

県教委育委員会就学担当者は、市町村に対して、統一の書式や書類、望ましい判断基準等を伝え、担当者間での情報交換等も行いながら進めているとの回答があった。また、小さな自治体や大きな自治体の違い、合同で就学支援を行っている自治体等、自治体の主体性を尊重する支援を行っているとの回答もあった。その他、調査等を通して、実施状況の把握に努めているとする回答もあった。

表 3-17 県の市町村支援の考え方(県教育委員会就学担当者)

カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
方向性を示しながら実施(5)	・教育支援資料の考え方に基づくことを前提に、統一の書式や書類、望ましい判断基準を示している。 ・研究協議会にて担当者間での情報交換を行いながら進めている。
市町村の違いを尊重(3)	・市町村の主体性を尊重しつつ、必要な情報を提供するとともに、要請に応じて助言を行っている。 ・小さな自治体と大きな自治体の違い、合同で就学支援を行っている自治体、それぞれに応じて「この自治体だからこの対応で良い」と考えている。
実施状況の把握(1)	・各市町村教育委員会の教育支援委員会に関する調査を実施し、状況や課題を把握している。

(3) 市町への都道府県からの支援の実際

市町教育委員会就学担当者に対し、市町への都道府県からの支援の実際について尋ねた。得られた回答を表 3-18 のように整理した。

市町教育委員会就学担当者の回答からは、県から、研修会や説明会を通して、就学先決定までの流れや新しい動きの説明を受けたり、合意形成が困難な場合に助言を受けたりしている状況が見られた。就学に関する参考資料や刊行物の提供も県からの支援として挙げられていた。

また、県からの学校への支援として、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの派遣による相談も行われているとの回答があった。

表 3-18 市町への都道府県からの支援の実際(市町教育委員会就学担当者)

大カテゴリー	小カテゴリー	具体例(代表的なもののみ示す)
市町への支援(6)	研修会や説明会の開催(2)	・就学担当者会議や指導主事会議で、就学先決定までの流れや新しい動きについての説明がある。
	状況把握、相談(2)	・情報共有を行い、合意形成が困難な場合に助言を受ける。
	資料作成・配布(2)	・就学に関する参考資料や刊行物の提供
学校・幼稚園への支援(2)	状況把握、相談(2)	・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの派遣による幼稚園・保育所・学校への相談

(4) 小考察

就学に係る教育相談、就学先決定のプロセスを支える工夫として、県教育委員会就学担当者、市町教育委員会就学担当者、市町の療育センター等保護者支援担当者、それぞれ立場は異なるが、研修会・説明会等の実施、相談、資料作成・配布等を挙げている。

これらの取組・工夫は、先に述べた、各自治体の保護者への支援・情報提供の取組・工夫と同様な内容が挙げられている。

県は、主に、市町に対して、就学に関する考え方の説明や、困難な事例についての助言

等の役割を果たし、市町は、主に、学校・幼稚園や、保護者に対する支援を担っている。

県の市町村支援の考え方として、県として、市町村に対し、方向性を示し支援することと、市町村の違いを尊重することが挙げられた。県は、統一の書式、望ましい判断基準等を示しつつ、市町村の主体性を尊重し、必要な情報を提供していることが考えられる。

実際に、市町教育委員会就学担当者の立場から、県からの支援について捉えてみると、研修会や説明会において県全体としての就学先決定までの流れを知り、困難な事例の場合には、県からの助言を得て、就学先決定の取組を進めていると考えられる。

県教育委員会と市町教育委員会は、研修会や説明会、相談・助言を通して、情報交換、意思疎通を図り、県としての方向性を踏まえつつ、それぞれの市町の状況を考慮し、主体性を尊重した就学に係る教育相談、就学先決定の取組を進めていることがうかがわれた。

(土屋忠之)

IV. まとめ

今回の訪問調査では、本章のⅡで述べたように、地域バランスを考慮して 11 県の教育委員会就学担当者、11 市町教育委員会就学担当者（11 の調査対象県につき、その県内の 1 市町）、11 市町の療育センター等保護者支援担当者（調査対象市町に 1 名）から、聞き取りを行うことができた。各項目についての結果と小考察は上記の通りであるが、ここでは、「県及び市町の取組」、「保護者の状況」、「行政・学校・地域・保護者」の三つの観点から整理しておきたい。

1. 県及び市町の取組

各県、市町は、行政の取組として、就学支援・相談・就学先決定に係る委員会を組織しており、専門家からの意見を聴取できる仕組みを作る等、就学先決定に向けての体制を整えている。また、多くの県が、就学に関するガイドブック等を作成し、市町村に対して、さらには、保護者に対して情報提供している。

合意形成については、県、市町とも、教育委員会・学校・保護者における子どものニーズや支援に関する意見の一致、就学先の希望・考えの一致と捉えており、合意形成がなされるよう取り組んでいる。しかし、合意形成に困難さを感じ、課題を抱えている現状がある。保護者との見解の相違、本人・保護者への情報提供の不十分さ、学校の理解の不十分さ、保護者の障害受容の不十分さ等からくる合意形成の難しさ、審議件数の多さから十分に深められないことといった課題のほか、「保護者の意見を最大限尊重して検討する」ということが、単に、保護者の意見にそのまま従うことになってしまいかねないという悩みを行政の側は課題として抱えている。

保護者への情報提供や保護者を支える取組として、県は市町村への情報提供、研修会・説明会、助言等の充実を図り、市町村を通して保護者を支える取組を、市町は説明会、相談会、リーフレットの作成・配布等、保護者への支援や、情報提供の工夫をしている。また、就学先決定の流れの中で、学校見学、体験入学、随時相談の機会を設ける等、保護者が直接参画できる機会を確保している。

就学に係る教育相談・就学先決定の取組の成果としては、以前より市町において特別支援教育の理解が深まったこと、県と市町の連携が密になったこと、地域において組織間連携が密になったこと、学校が障害のある子どもの受け入れを意識するようになったこと、学びの場の見直しについての意識が進んだこと、市町・学校・保護者の話し合いが密になったこと、等が挙げられる。

課題としては、上記の合意形成に係る本人・保護者の意見を最大限尊重することに関する課題のほか、相談担当者の力量・専門性、市町村による差、保護者への十分な説明、地域の実情に応じた取組、教員の専門性、学校の理解と組織的対応、組織間連携等が挙げられる。

2. 保護者の状況

就学に係る教育相談・就学先決定をめぐる保護者の状況として、たとえば、学びの場に

関する「合意形成」について、「話し合いを通して共通理解する」、「自分の希望・意見が通る」、「決めてもらえる」等、保護者は様々な異なった捉えをしているのが実態である。また、合意形成について、知らない、理解していない保護者もいる。

就学先決定、合意形成をめぐる保護者の悩みや不安は、学校でうまくやっつけられるか、理解してもらえるか、友だち関係、本当に子どもにその場が適しているか、学校での様子が見えない、特別支援学級で学ぶことで何か不利にならないか、しっかり対応してくれるか、教員の専門性はどうか、将来的に自立できるか、等、多岐にわたっている。

また保護者が求める情報も、学校がどのくらいの水準を子どもに要求するか、何ができるようになっていないといけないか、たとえば、きちんと座っていられないといけないか、学校の日常はどのような毎日なのか、朝から下校までどのような日程でどのようなことがあるのか、就学までにどのような準備が必要なのか等、かなり具体的な事柄が挙げられている。

保護者の視点からは、学校の理解や対応、同居している家族や近隣の人々の理解にも不安を抱き、実際に偏見から苦勞している様子も見受けられる。

なお、次章（第4章）においては、直接保護者を対象に調査を行っており、保護者の思いを踏まえた議論を展開する。

3. 行政・学校・地域・保護者

行政として、就学に係る教育相談・就学先決定に向けた体制づくりは進められており、様々な組織が作られ、各種の取組も行われている。

保護者への情報提供もなされているが、保護者が本当に欲している情報が提供されているかという観点では、十分とは言えないと考えられる。教育行政や学校の視点からすれば、当然と考えられていることを保護者は知らなかったり、イメージできなかつたりしている状況にあることが考えられる。

学校生活の日常に関する具体的な情報、学校生活に向けて準備すべき事項、特別支援学級ではどのような学習が行われどのような日常を過ごすのかといった学校・学級等学びの場についての具体的情報、学校の雰囲気や先生方の情報、特別支援学校や特別支援学級で学んだ子の将来、制度や仕組み、等々、保護者は、実際に行政から提供されている情報以上に、学校に関する素朴な質問を持ち、具体的な情報を求めている。

自分が学校生活を過ごしていた頃のイメージしか持ち合わせていない保護者も、様々な情報を持ち合わせている保護者もいる。自分では情報を得るのが困難な保護者も、周囲から様々な方法で情報を収集できる保護者もいる。

行政としては、保護者がどのような情報を求めているのかを把握し、それに応じて、可能な限り具体的な情報を提供する努力が必要と考える。

合意形成の困難さの要因に、持っている情報の違い、特別支援学級に抱くイメージの違い等、子どもの実態を共通理解し、必要な支援や、適した学びの場を話し合う際、たとえば、学びの場に対する認識が異なっているとすれば、当然、合意形成の壁になることは推測できる。学校見学等の機会を設けている自治体も多いが、保護者が、各学校、学級等の実態を十分知ることのできるような情報提供の在り方が求められる。

また、学校側も、その学校の特色、障害のある子どもにどのような支援が可能なのか、

等を、該当の保護者はもちろん、障害のない子どもの保護者、さらには地域に対してわかりやすく伝えていく工夫が求められる。

さらに地域との関連では、家族や近隣の人々の障害や特別支援教育等に対する理解を広げていくような取組も重要と考えられる。これは教育行政だけではなく、様々な部署が連携しつつ、取り組んでいく必要がある。就学に向けて、担当者の専門性も含め教育相談の充実を図ることはもちろん、子どもの発達や障害について心配している保護者が、安心して相談でき、就学先を考えられるような環境・状況をつくっていくことが、子どもに十分な学びを保障していく上でも重要である。

本報告書の第5章では、指定研究協力地域である長野県における就学先決定に向けての課題を検討するが、長野県は全国の都道府県の中でも市町村、とりわけ村の数が多いこと、特別支援学級の設置率が高いこと等もあり、地域性も重要な検討要素となる。就学先決定に関し、地域性を踏まえた議論は第5章で展開する。

(牧野泰美)

教育相談・就学先決定に関する調査（訪問調査）

県教育委員会担当者様への質問内容

国立特別支援教育総合研究所

地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

4と9につきましては、事前にご記入いただけますようお願いいたします。

1 ご回答いただく方のご所属

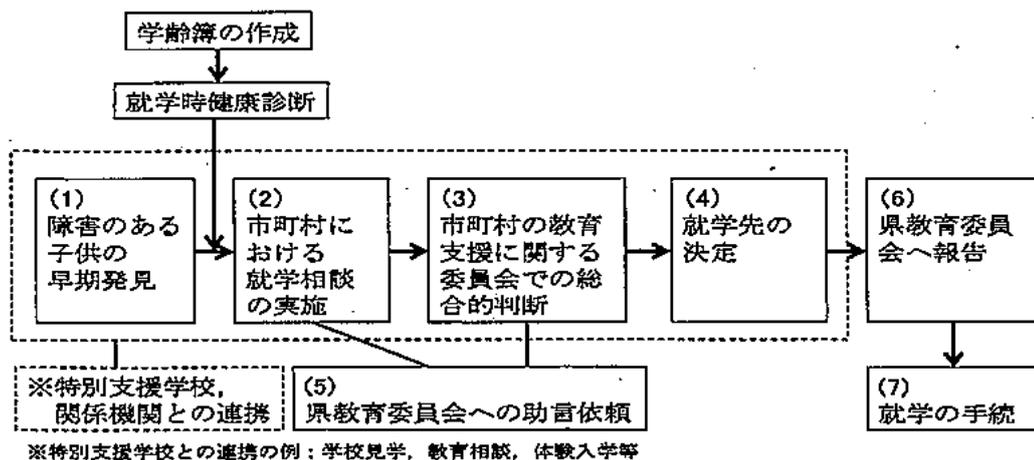
2 教育相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

 人

3 ご回答いただく方のお名前

4 貴県が推進している教育相談・就学先決定の流れ、プロセスについて、教えてください。

例



例のような資料があり、当日いただける場合は、ご記入されなくて結構です。

- 5 合意形成について、どうなることが、合意形成が図られたとお考えでしょうか。お教えてください。

- 6 合意形成の課題についてお教えてください。

7 貴県内の市町村で、合意形成がうまくいかなかった事例があれば、お教えてください。なぜ、うまくいかなかったかもお教えてください。また、どのように対応されたか、お教えてください。

--

8 教育相談、就学先決定に関わって、保護者への支援内容、情報提供等や取組、工夫している点をお教えてください。

(保護者・保育園・幼稚園等関連機関への理解啓発のための取組や工夫についてもお教えてください。)

--

9 貴県に、教育相談・就学先決定に関わる委員会がある場合は、担当者と役割をお教えてください。関わられる方、すべてをお書きください。

担当者	役割
(例) 指導主事	市町村教育委員会への指導の総括

1 0 就学相談・就学先決定における課題について、お教えてください。

--

1 1 就学相談・就学先決定における成果について、お教えてください。

--

1 2 - 1 貴県内の各市町村教育委員会の教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組についてお教えてください。(研修や専門家の派遣、定期的指導など)

1 2 - 2 県内の各市町村の教育相談・就学先決定のプロセスや取組の現状が異なることや差がみられることもあると思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。工夫されていることがありましたら、お教えてください。

1 3 特別なニーズを持つ子どもへの支援内容と取り組みについてお教えてください。

ありがとうございました。

教育相談・就学先決定に関する調査（訪問調査）

市町村教育委員会担当者様への質問内容

国立特別支援教育総合研究所

地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

4と9と10につきましては、事前にご記入いただけますようお願いいたします。

1 ご回答いただく方のご所属

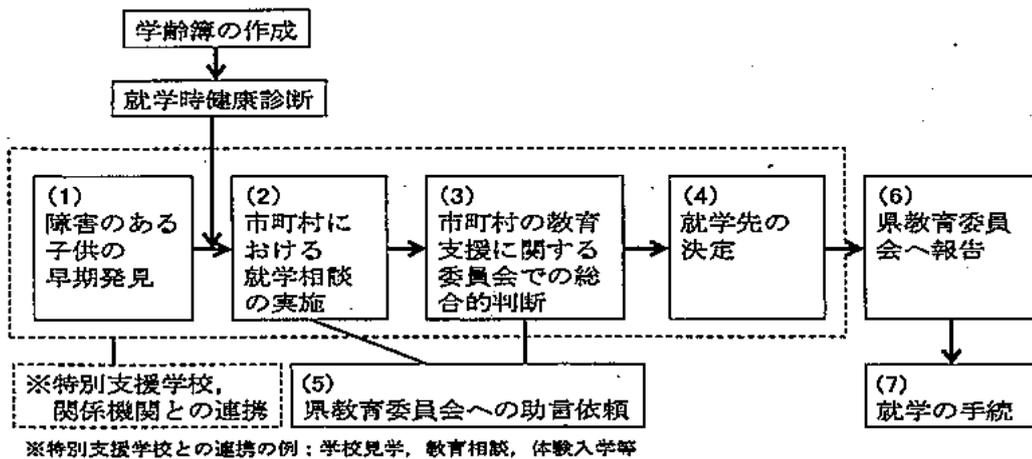
2 教育相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

 人

3 ご回答いただく方のお名前

4 貴教育委員会が推進している教育相談・就学先決定の流れ、プロセスについて、教えてください。

例

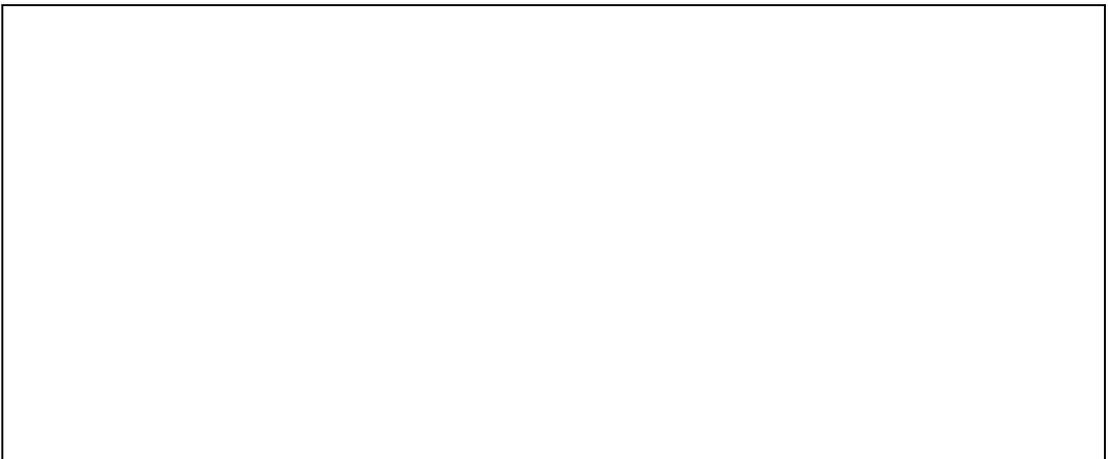




- 5 合意形成について、どうなることが、合意形成が図られたと言えますでしょうか。お教えてください。



- 6 合意形成の課題についてお教えてください。



7 合意形成がうまくいかなかった事例についてお教えてください。なぜ、うまくいかなかったかもお教えてください。

8-1 保護者への支援内容、情報提供等や取組、工夫している点をお教えてください。
(保護者・保育園・幼稚園等関連機関への理解啓発のための取組や工夫についてもお教えてください。)

8-2 教育相談・就学先決定のプロセスにおいて、保護者はどこにどの程度、どのように参加されますか（会議への参加、説明会への参加、体験入学等）。

9 貴教育委員会内に専門家チーム(相談支援チーム)がある場合、その構成について、お教えてください。

誰が	いつ頃	どのようにかかわるか
(例) 保健師	相談直後から	病気や障害の早期発見をする。 専門医の受診を勧める。

10 貴教育委員会の教育相談・就学先決定にかかわる委員会の担当者と役割をお教えてください。

担当者	役割
(例) 指導推進員	各地域に対する支援アドバイス

1 1 就学相談・就学先決定における取組の課題について、お教えてください。

--

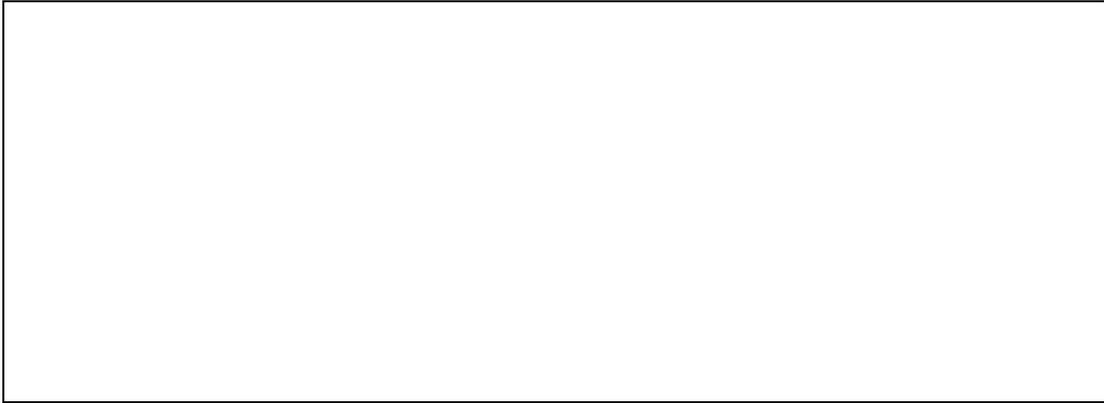
1 2 就学相談・就学先決定における取組の成果について、お教えてください。

--

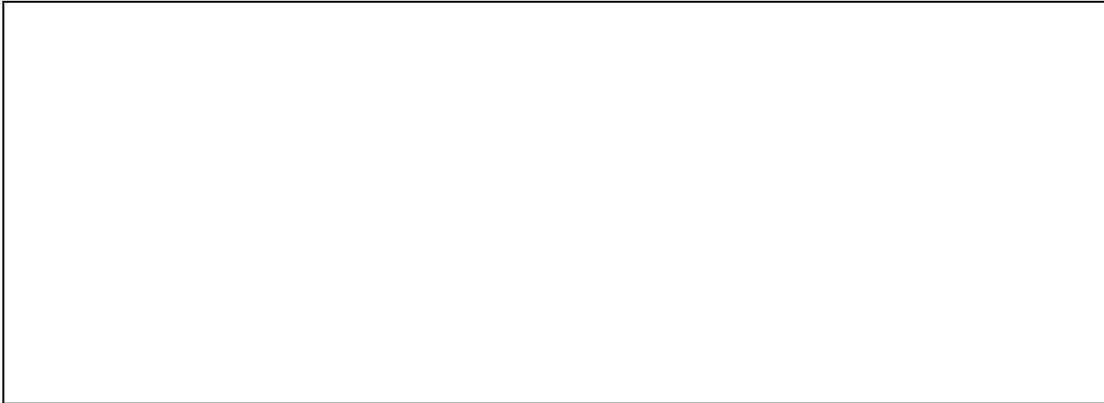
1 3 - 1 貴教育委員会の教育相談・就学先決定のプロセスを支えるための工夫や取組についてお教えてください。(研修等)

--

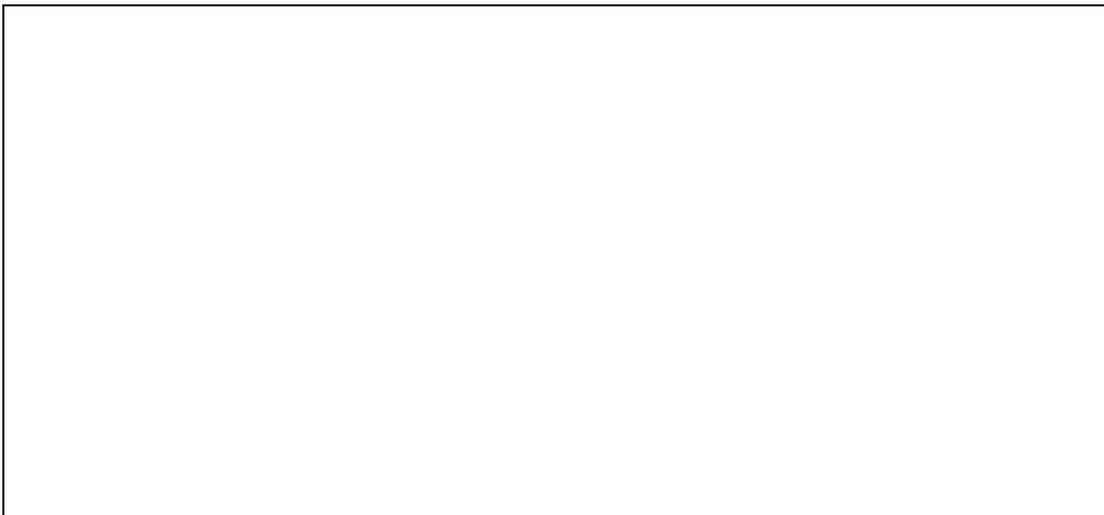
13-2 貴教育委員会の教育相談・就学先決定のプロセスを支えるために、県からのバックアップがあったら教えてください。



14 学びの場の見直しに関する教育相談・就学先決定の流れについて教えてください。



15 学びの場の見直しについての合意形成について、工夫や課題をお教えてください。



16 特別なニーズを持つ子どもへの支援内容と取り組みについてお教えてください。



ありがとうございました。

資料③

教育相談・就学先決定に関する調査（療育センター訪問調査）

国立特別支援教育総合研究所

地域実践研究 教育相談・就学先決定に関する研究チーム

1 ご回答いただく方のご所属

2 貴センターで就学相談・就学先決定についてご担当されている方の人数をお教えてください。

3 ご回答いただく方のお名前

4 保護者の認識について伺います。

① 教育相談や就学先決定における保護者の相談件数や内容についてお教えてください。

② 教育相談や就学先決定のプロセスに対する保護者の認識は、どの程度ですか？

③ 合意形成に関するプロセスや内容等に関する保護者の理解度はどの程度ですか？

④ 市町村の就学先決定にかかる合意形成において、保護者の参加の有無や参加の仕方（会議への参加、説明会への参加、体験入学等）内容についてお教えてください。保護者は、就学先決定プロセスにおいて、いつどのようにどの程度参加できるか、知っていますでしょうか？

5 就学先決定における合意形成について、保護者はどのようなイメージをお持ちでしょうか。（合意形成とは何かということに対する保護者の認識について）

6 就学先決定について、特に合意形成において、保護者はどのような悩みや不安、課題、ニーズをお持ちでしょうか。

7 就学先決定、合意形成において保護者が求めている情報等の内容についてお教えてください。

8 もし、保護者からの相談のうち、合意形成がうまくいかなかった事例がありましたら、教えていただけますか。なぜ、うまくいかなかったかも教えてください。そして、貴センターでは、どのように対応されたか、お教えてください。

9 もし、保護者からの相談のうち、合意形成がうまくいった事例がありましたら、教えていただけますか。なぜ、うまくいったかも教えてください。(保護者が合意形成で、納得した事例)

10 市町村の就学相談・就学先決定にかかる全体的なプロセスにおいて、保護者はどのような悩みや課題、ニーズをお持ちでしょうか。保護者が求めている情報はどのようなか。

1 1 貴センターの保護者や本人の就学先決定を支援する取組について、その内容や工夫されている点がありましたら、お教えてください。

(保護者・保育園・幼稚園等関連機関への理解啓発のための取組や工夫についてもお教えてください。)

1 2 貴センターの就学相談・就学先決定を支援する取組の成果と課題について、お教えてください。

ありがとうございました。